

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	112 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	89 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	90 件
国民年金関係	63 件
厚生年金関係	27 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私は、国民年金制度が始まる昭和36年3月に、近所の人に勧められ、町役場で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金手帳は町役場が預かっており、私は3か月ごとに町役場で印紙を購入して国民年金保険料を納付していた。しかし、小さい子供を背負って町役場まで行ったり、窓口で長時間待たされたりするのが嫌になって、役場職員に自宅まで集金に来てもらえないかと頼んだが断られたので、翌年には任意加入を辞める手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月に国民年金の任意加入手続を行い、その後は、国民年金保険料を納付するために、小さい子供を背負って町役場まで行き、役場の庁舎外にある印紙売場で国民年金印紙を購入して、庁舎内にある窓口で印紙により保険料を納付していたことを具体的に記憶しており、当該町役場での当時の国民年金事務に関しては関係資料等が無いため確認が困難であるものの、申立人は、36年3月31日に任意加入していること、背負って連れて行ったとする子供は、申立期間の一年前の35年\*月に生まれていたことが確認できる。

また、申立人が説明する印紙代金300円は、申立期間当時の3か月分の保険料額と一致している上、申立人が所持する当該町役場の通知文書「資格喪失者の手帳送付について」及び封筒によると、封筒に昭和37年10月17日の消印が確認でき、当該通知文書によると、申立人の国民年金被保険者の資格喪失申出に係る処理が済んだため、年金手帳を返送する旨の通知及び町役場の担当課係名が記載され、町役場の公印が押されていることが確認できることから、申立人が当時町役場に国民年金手帳を預けていたこと、自らの意思で資格喪失申出を行ったことが裏付けられるなど、申立内容に不自然さは見

られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年6月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年2月まで

私は、国民年金保険料を納付し始めたときに、未納となっていた保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年6月から2年2月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年7月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、当該期間直後の2年3月の保険料が過年度納付されており、申立人に当該期間の過年度保険料の納付書が送付されていたと考えられること、申立人は、当該期間後の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年5月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料は時効により納付できないこと、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年6月から2年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 50 年 6 月まで  
② 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで  
③ 昭和 52 年 4 月から 53 年 9 月まで

私の前妻は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち昭和53年4月から同年9月については、申立人は第3回特例納付（実施期間53年7月から55年6月まで）により20か月分の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該特例納付をした時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、特例納付保険料よりも低額の当該期間の過年度保険料を納付しなかったとは考えにくいこと、夫婦の保険料を納付していたとする前妻は当該期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和52年4月から53年3月までの期間については、申立人の前妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする前妻から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、夫婦の保険料を納付していたとする前妻も、これらの期間の自身の保険料は未納であり、この当時の夫婦の納付済期間、未納期間及び申請免除期間も一致していること、申立人は第3回特例納付をした時点で60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して当該特例納付をしたものと考えられることなど、申立人の前妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで  
私は、国民年金保険料の納付を始めてから、保険料をずっと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 48 年 4 月以降 60 歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料を納付済みであり、60 歳以降の平成 18 年\*月からは国民年金に任意加入し、保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料をすべて現年度納付していること、申立人は、申立期間当時に職業や住所の変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から39年5月まで  
② 昭和41年6月から42年1月まで

私の両親は、私が20歳のときに国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。昭和41年当時に保険料の還付を受けた記憶も無く、申立期間がいずれも国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、最初の手帳記号番号は昭和41年7月に払い出され、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、41年7月1日に被保険者資格を取得し、41年7月から43年3月までの国民年金保険料を現年度納付した後、当該納付済保険料が43年8月27日に還付されていることが確認できる。還付の理由は、申立人の厚生年金保険被保険者取得によるものと考えられるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は42年2月13日であるにもかかわらず、上記被保険者名簿では国民年金被保険者の資格喪失日は誤って41年7月1日と記載されており、このため41年7月からの納付済保険料がすべて還付されたものと考えられる。なお、申立人の二つ目の手帳記号番号は48年3月に払い出されており、申立人は当該手帳記号番号により同月以降の保険料を納付している。

申立期間②のうち昭和41年7月から42年1月までの期間については、上記のとおり、41年7月から43年3月までの保険料納付済期間が無資格期間とされ、その保険料相当額が還付されているが、保険料納付済期間のうち当該期間は本来国民年金の強制被保険者となる期間であり、当該期間の保険料を納付した事実は明らかであること、当該期間の還付は誤った事務処理であると認められることから、当該期間は納付済みとなる期間



である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、当該期間当時に申立人に上記の二つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち昭和 41 年 6 月については、上記のとおり、被保険者名簿により、申立人は 41 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該期間は未加入期間である上、申立人は 41 年 7 月から保険料の納付を開始していることが確認できることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで  
② 昭和45年4月から48年3月まで

私の国民年金は、会社が加入手続を行い、給料天引きにより会社が国民年金保険料を納付してくれていた。当時の同僚は納付済みになっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が当時勤務していた会社社長（前社長）の子（現社長）は、昭和64年1月に厚生年金保険適用事業所になるまでは、会社が社員の給与から国民年金保険料を天引き（保険料の半額を会社が負担し、残りの半額について社員の給与から天引き）していた旨を、当時の会社の先輩及び同僚は会社が保険料を納付してくれていた旨をそれぞれ証言しており、会社から提出された62年3月分の控除明細表には申立人を含む各社員について当時の保険料額の半額控除が記載されていることが確認できるほか、前社長夫婦は国民年金制度発足当初から保険料を完納しているなど、給与天引きにより会社が保険料を納付してくれていたとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年5月にほかの同僚二人と連番で払い出されているところ、いずれも同年4月からの現年度保険料を納付している上、手帳記号番号払出時点では時効となる申立期間①及び②に挟まれた40年4月から45年3月までの期間の保険料も納付していることから、申立人に別な手帳記号番号が払い出された可能性を否定できない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の会社が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の同僚及びその妻についても、納付は年度当初の4月からとなっているなど、申立人の会社が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から49年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の特殊台帳の昭和44年度及び45年度の各欄の備考に「附18条」と記載されているほか、昭和44年5月の欄に「この月まで納付不要」と記載されており、当該期間の国民年金保険料は第2回特例納付により納付したものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②のうち47年4月から48年3月までの期間については、申立人は、母親が家族3人分の保険料を納付していたと説明しており、申立人の両親は、特殊台帳により当該期間の保険料は納付済みであったことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②のうち昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたとする母親は当該期間前に亡くなっているほか、申立人の父親も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年

6月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私の妻は、結婚後に、私の過去のすべての国民年金保険料を特例納付により納付してくれており、申立期間を含む保険料を特例納付した領収証書を所持している。社会保険事務所（当時）の職員からは、申立期間の保険料が昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの保険料に付け替えられていると説明を受けたが、当該期間の保険料は既に母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、区役所で特例納付用の納付書の送付を依頼した際、申立人の過去の未納分の国民年金保険料をすべて納付したいと申し出たと説明しており、申立人は、申立期間を含む昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの保険料を第 2 回特例納付により納付した領収証書を所持している。また、申立人が所持する昭和 49 年 5 月ごろに払い出された国民年金手帳には、資格取得日が上記納付期間当初の 46 年 10 月 1 日と記載されていることから、行政側は、特例納付の納付書を作成した時点では、当該資格取得日をもとに、それ以降の未納分の保険料に係る特例納付用の納付書を作成したものと考えられる。

2 しかし、申立人には、既に昭和 39 年 10 月ごろに別の国民年金手帳の記号番号が払い出されており、当該手帳記号番号の特殊台帳によると、44 年 1 月から同年 3 月までが未納期間とされていたことが確認できる。

また、第 2 回特例納付の実施期間後に作成された附則第 18 条納付者リストによると、申立人が納付した特例納付の保険料のうち、昭和 47 年度分の 3 か月分が 43 年度分の納付として記録されていることから、特例納付用の納付書が作成されてから当該附則第 18 条納付者リストが作成されるまでの間に、別の手帳記号番号の納付記録が

判明したため、申立期間の3か月分が昭和44年1月から同年3月まで未納期間に付け替えられて、申立期間の保険料は未納と処理されたものと考えられる。

- 3 しかしながら、申立期間の保険料が付け替えられたと考えられる昭和44年1月から同年3月までの期間については、3か月と短期間であり、申立人の保険料は、当該期間を除き20歳時から厚生年金保険に加入する直前の46年2月までの約6年半すべて納付されている上、保険料を納付してくれたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当時に国民年金に加入して以降、60歳に至るまで3か月分の未納を除いてすべての保険料を納付していることから、申立人の当該期間のみが未納となっているのは不自然であり、むしろ、当該期間の保険料についても母親が納付していたものと考えられるのが自然である。
- 4 以上のことから、申立期間の保険料が付け替えられたと考えられる昭和44年1月から同年3月までの保険料については、付替時点で既に納付済みであったものと推認できることから、申立期間の保険料は、第2回特例納付当時、当該期間に付け替えられる必要はなく、申立期間の保険料としてそのまま収納されることが妥当であったと考えられる。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

私は、母と一緒に市役所に出向いて国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は受け取った納付書で期限内に、未納無くすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年9月に、同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする市では、当時、国民年金担当課の窓口には白紙の過年度納付書を備え付けており、手書きで過年度納付書を発行していたと説明している上、申立人は申立期間直後の平成4年9月から6年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年度のうち6か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年度のうち6か月  
私は、結婚を契機として国民年金に加入し、以後、未納なく国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、昭和44年2月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の元夫の仕事に変更は無く、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 7 月

私の母は、私が 20 歳ごろに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①及び②の保険料（申立期間②は付加保険料を含む。）が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 5 月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間直前の保険料は付加保険料を含め納付しているなど、付加保険料を含めて保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人の上記手帳記号番号の払出時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は母親から当該期間の保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年3月まで  
② 昭和54年4月から55年3月まで

私と兄の雇用主であった叔父は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、その後は給料から国民年金保険料を控除し、私と兄の保険料を納付してくれていた。また、申立期間②のころは、家族が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間当時に申立人の住所地であった市が管理する納付記録では、当該期間直前の昭和53年度が未納とされ、当該期間である54年度が納付済みとされており、オンライン記録とは相違していることが確認でき、申立人に係る年金の記録管理が混乱していた状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の叔父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする叔父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳は昭和45年11月25日に発行されており、当該発行日時点では、当該期間のうち43年9月以前の保険料は第1回特例納付を除いて時効により納付することができない期間であり、申立人と同様に叔父に保険料を納付してもらっていたとする兄も20歳当初は国民年金に未加入であるなど、申立人の叔父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から同年12月まで  
② 昭和57年1月から61年3月まで

私は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時は実家に住み保険料の納付を続けており、父が納付してくれたこともあり、任意加入をやめた憶えはない。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は6か月と短期間で、申立人は昭和50年12月から当該期間直前までの期間は国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②のうち、昭和57年1月から58年3月までの期間については、57年1月28日に国民年金の被保険者資格を喪失し未加入期間とオンライン記録では記録されているものの、申立人の特殊台帳では、昭和57年度の保険料は納付済みと記録されており、その保険料が還付された記録も無く、申立人も保険料の還付を受けた記憶は無いと説明しているほか、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和58年4月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の納付金額、いつまで納付していたかに関する記憶が曖昧であるほか、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年12月まで

私は、昭和43年に夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、52年7月4日に資格喪失届を提出するまで、国民年金保険料を納付していた。平成20年11月になって、保険料を充当した期間が誤っていたので、申立期間を未納とし、当時の保険料を還付するとの書類が送付されてきた。私は、保険料を納付するように言われた期間はすべて保険料を納付してきており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和43年11月12日に任意加入と当初記載され、検認印欄には任意加入手続き前の43年4月から同年10月までの検認印が押されているため、本来保険料を収納することのできない未加入期間の保険料の納付が確認できること、行政側が上記期間の保険料の充当処理を誤り、申立人に45年12月に充当処理により生じた不足金額を納付させていること、申立期間は平成20年5月までは納付済みと記録されていた期間であること、20年11月になって当該充当処理が誤っていたとして改めて充当期間を変更するなどの処理を行っていることなど、行政側の記録管理が不適切な状況であったことが認められるなどを総合的に勘案すると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 52 年 6 月まで

私は、市役所に勤める隣人に「今さかのぼって国民年金保険料を納付できるチャンスだから、払っておいた方がいい。」とアドバイスを受け、昭和 53 年ころ国民年金に加入し、2年間くらいの間分割して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 46 年 10 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 54 年 9 月に払い出されており、当該払出時点は第 3 回特例納付が実施されていた期間内であり、当該期間の国民年金保険料を特例納付することは可能であったほか、申立人は、当時の隣人に特例納付のことを教えてもらい、特例納付するための保険料を兄に借りたことなどを具体的に説明している。また、申立人は、国民年金加入後に保険料を毎月 1 年分ずつさかのぼって納付したと具体的に説明しており、これは 54 年 9 月の国民年金加入時点から特例納付実施終了時の 55 年 6 月までの期間に申立期間直後の期間の保険料を過年度納付するとともに、毎月各 1 年分ずつの保険料を特例納付により計画的に納付したものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 46 年 11 月から 52 年 6 月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が説明している納付頻度及び納付方法では当該期間の保険料を特例納付することができないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 46 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、平成3年3月に結婚し、妻が私の国民年金の加入手続を区出張所で行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって分割で納付したはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の平成3年4月以降の国民年金保険料を納付しているほか、保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続の際に区役所職員から過去にさかのぼって2年間分の保険料を納付できると説明を受け、申立期間の保険料に係る納付書を作成してもらい、分割で納付したと具体的に説明しており、当時の保険料の納付方法と合致しているほか、申立期間の保険料は、国民年金手帳の記号番号が払い出された3年3月時点では、現年度納付及び過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

私の母は、平成15年12月に私の国民年金の加入手続きを行い、郵送されてきた納付書で私の申立期間の国民年金保険料を16年1月ごろに納付し、その後学生納付特例制度の申請を行ってくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の母親が納付したとする国民年金保険料の金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致しているほか、母親は、届いていた納付書で最初の保険料を1回だけ納付し、その後学生納付特例制度の申請を行ったと説明しており、申立人の当該申請書は、平成16年2月に承認され、同年1月の保険料から学生納付特例制度が適用になっていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立期間の保険料は、基礎年金番号が付番された申立人が20歳の時点で現年度納付することが可能であり、申立人の父親は、母親が保険料を納付したことに対し「学生で収入が無いのになぜ保険料を払ったのか。」と叱責した記憶が鮮明にあると具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から 52 年 6 月まで  
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私が学生で 20 歳になったころ、国民年金の任意加入手続を行い、私が婚姻するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立人の申立期間②の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする母親は、当時の納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 9 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点は、第 3 回特例納付の実施期間であったが、申立人は母親から保険料を特例納付したり、さかのぼって納付したと聞いたことは無いと説明しているなど、母親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親から受け取ったオレンジ色の年金手帳以外の手帳を見たことは無いと説明しており、申立期間①当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事

務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月  
② 平成8年4月から9年2月まで

私の母は、私が20歳のころに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は1か月と短期間であり、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年4月に平成7年度分の国民年金保険料を前納していること、7年8月に申立人が20歳時の5年\*月の保険料を過年度納付して以降、毎月1か月の保険料を順次過年度納付していることが確認でき、当該期間直前の5年9月の保険料は7年10月に、当該期間直後の5年11月の保険料は7年12月にそれぞれ過年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録から、当該期間直後の平成9年3月の保険料を11年4月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年6月まで  
私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。妻の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする妻は、昭和45年4月の納付開始以降、申立期間の自身の保険料を含めすべて納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から43年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から47年12月まで

私の妻は、自宅を訪問してきた区職員に勧められ、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、将来夫婦で年金をもらえるように国民年金保険料を特例納付し、その後は保険料を納付又は免除申請してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年10月から43年11月までの期間については、申立人は高齢のため国民年金の納付状況等について聴取することが困難であり、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も現在入院中のため聴取することが困難であるものの、夫婦の長男は、母親から夫婦一緒に年金を受給できるように保険料の納付や免除申請手続きを行っていたと聞いていると説明しており、申立人は昭和48年1月以降の期間について保険料の納付及び免除申請を行い、60歳到達前の期間も保険料を現年度納付していることが確認できる。また、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、第2回特例納付の実施期間内に自身の45か月分の保険料を納付し、受給資格期間を満たしており、申立人の妻が申立人の年金受給資格期間を満たすために、申立人の受給資格に不足していた86か月分に相当する当該期間の保険料を第2回特例納付の実施期間内に納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和43年12月から47年12月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の妻の保険料も未納であるほか、妻は受給資格期間を満たすために必要な期間の保険料を納付するとともに、申立人の保険料も同様に年金受給資格期間を満たすために必要な期間を納付したと考えるのが自然であるなど、申立人の妻

が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 10 月から 43 年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、婚姻後の昭和47年6月ごろに転居先で国民年金の住所変更及び氏名変更の  
手続をした。その後2年間国民年金保険料を納付した領収書を所持している。申立期  
間の保険料を還付されたことはない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納と  
されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付してい  
たことが確認できるが、特殊台帳には「還付47年4月～49年3月12,900円 昭和51  
年10月1日」と記載されている。

しかし、申立人が所持する昭和47年7月に発行された国民年金手帳では43年8月9  
日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、47年6月1日に住所変更及び婚姻  
に伴う氏名変更をした記載があるものの、資格を喪失したことは記載されておらず、申  
立期間当時は任意加入被保険者であり、還付すべき理由が不明であり、申立期間の還付  
は誤った事務処理であると認められること、また、特殊台帳に記録されている還付金は  
「12,900円」であるが、前述の申立期間の保険料の領収証書に記載されている納付額  
の合計額「13,950円」と一致していないことなど、当時の行政側の年金記録管理業務  
が適切でなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を  
納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から52年6月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金の加入手続をした際に、今なら最初の未納分から国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、私の申立期間の保険料を、一年半くらいの間に5、6回に分けて毎回10万円弱ずつ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年11月に払い出されており、当該時期は第3回特例納付が実施されており、申立人は国民年金に加入した理由について、53年6月に入院及び手術をしたことを契機に、老後の生活について考えたことによると具体的に説明している。

また、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、毎回10万円弱の保険料を5回から6回に分けて納付したと説明しており、この金額は第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の合計額54万8,000円とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月31日  
② 平成18年1月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された報酬明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記報酬明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は36万円、16年7月12日は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成16年7月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月11日は36万円、16年7月12日は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は20万円、16年7月12日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成16年7月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除一覧表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月11日は20万円、16年7月12日は46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は36万円、16年7月12日は38万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成16年7月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除一覧表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月11日は36万円、16年7月12日は38万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月11日は37万円、16年7月12日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日  
② 平成16年7月12日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、支給控除一覧表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月11日は37万円、16年7月12日は46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び賞与台帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月29日は17万5,000円、19年7月10日は18万4,000円、同年12月27日は18万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月29日  
② 平成19年7月10日  
③ 平成19年12月27日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月29日は17

万5,000円、19年7月10日は18万4,000円、同年12月27日は18万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給金額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月21日及び18年7月14日はそれぞれ24万6,000円、同年12月20日は28万4,000円、19年7月17日は29万6,000円、同年12月17日は23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月21日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月20日  
④ 平成19年7月17日  
⑤ 平成19年12月17日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された部課別給与支給一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記部課別給与支給一覧表において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月21日及び18年7月14日はそれぞれ24万6,000円、同年12月

20日は28万4,000円、19年7月17日は29万6,000円、同年12月17日は23万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に、資格喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から46年1月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の健康保険・厚生年金保険標準報酬月額等級通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和45年8月10日付けの健康保険・厚生年金保険標準報酬月額等級通知書及びB社から提出された同年12月31日現在の人員構成表により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、当該標準報酬月額等級通知書には、「厚保等級12、厚保標準報酬月額3万3,000円、厚生年金保険料759円」と記載され、当時の当該標準報酬月額に対する厚生年金保険料と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該標準報酬月額等級通知書から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料は無いが厚生年金保険の被保険者資格の取得届は入社後10日以内に社会保険事務所（当時）に提出し、同事務所からの確認通知に基づき当該標準報酬月額等級通知書を作成し従業員に交付していたので、保険料を納付していたはずであると回答している。しかし、A社に係る事

業所別被保険者名簿から、申立期間前後に資格取得した被保険者の資格取得日と社会保険事務所の資格取得届受付日を見ると、届出が5か月遅れている被保険者もみられる。したがって、申立人についても、資格取得届提出前に同通知書を交付されていた可能性が考えられる。また、申立期間に上記事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社に勤務していた期間に給与を減額されたことは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成9年9月までは36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年1月31日より後の同年3月11日付けで、9年10月の定時決定により30万円と記録されており、申立人同様に、4人の被保険者についても標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>処理されている。

また、代表取締役の標準報酬月額が、平成4年7月にさかのぼって53万円から50万円等に減額訂正されており、同様に役員二人についても減額訂正されている記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が適用事業所でなくなった後に標準報酬月額を遡及<sup>そきゅう</sup>して処理する合理的な理由は無く、平成9年10月の定時決定に係る処理は、有効なものであったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月13日から同年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が提出した「グループ会社出向証明書」から判断すると、申立人は、同社親会社のA社に継続して勤務し（昭和45年1月13日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は誤った届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、当該期間のうち平成16年2月から18年6月までを59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年1月16日から18年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成16年2月から18年6月までの期間について、申立人から提出された給与支払明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録の標準報酬月額が、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり相違していることから、事業主は、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、

その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 16 年 1 月については、上記給与支払明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月31日から19年1月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成18年9月から出産に伴い休職したが、同社には同年12月31日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社の回答並びに同社から提出された平成18年分及び19年分の賃金台帳により、申立人は、平成18年12月31日まで同社に在籍していたことが確認できる。

また、年金事務所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書により、事業主は、平成22年10月25日付けで、18年12月18日から同年12月31日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合、育児休業期間中は厚生年金保険料の徴収が行われないことから、申立期間は年金額の計算の基礎とすべき期間であると考えられる。

以上のことから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成19年1月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成18年11月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が15年12月27日とされ、申立期間①は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間①のうち14年9月1日から15年12月27日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を14年9月1日、資格喪失日を15年12月27日とし、当該期間の標準報酬月額を14年9月は20万円、同年10月は14万2,000円、同年11月は19万円、同年12月は16万円、15年1月及び同年2月は19万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月は17万円、同年6月は20万円、同年7月及び同年8月は18万円、同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月18日の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から15年12月27日まで  
② 平成15年7月18日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。厚生年金保険法の改正により、平成14年4月1日から70歳までの厚生年金保険への加入が義務化され、保険料を支払った。同社は、平成21年に社会保険事務所（当時）に被保険者資格取得届を提出し記録は訂正されたが、時効により保険料を納付できず、

申立期間①の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

また、申立期間②の標準賞与額については記録は無いが、厚生年金保険料を控除されていたので標準賞与額を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人に係る健康保険の加入記録及び申立人から提出された平成 14 年分及び 15 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は申立期間①にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①のうち、平成 14 年 9 月から 15 年 11 月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記所得税源泉徴収簿の保険料控除額又は報酬月額から、平成 14 年 9 月は 20 万円、同年 10 月は 14 万 2,000 円、同年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 16 万円、15 年 1 月及び同年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月は 17 万円、同年 6 月は 20 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 18 万円、同年 9 月は 20 万円、同年 10 月は 18 万円、同年 11 月は 19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、会計事務所に任せていたため不明としているが、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 1 月に申立人の申立期間①に係る被保険者資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所に提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 14 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人は上記所得税源泉徴収簿により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②について、上記所得税源泉徴収簿により、申立人は平成 15 年 7 月 18 日に賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与

額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる賞与額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、会計事務所に任せていたため不明としているが、平成21年1月に申立人の申立期間①に係る被保険者資格取得届及び資格喪失届が社会保険事務所に提出されるまでは、申立期間②は厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、事業主が賞与支払届を提出するとは考え難いことから、事業主は申立期間②に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成18年12月6日は53万円、19年3月15日は147万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6日は53万

円、19年3月15日は147万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額を平成18年12月6日は25万2,000円、19年3月15日は52万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6

日は 25 万 2,000 円、19 年 3 月 15 日は 52 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成18年12月6日は20万円、19年3月15日は20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6日は20万円、19年3月15日は20万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成18年12月6日は102万4,000円、19年3月15日は31万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6日は102万

4,000円、19年3月15日は31万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額を平成18年12月6日は15万7,000円、19年3月15日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6



日は15万7,000円、19年3月15日は28万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額を平成18年12月6日は37万2,000円、19年3月15日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6

日は 37 万 2,000 円、19 年 3 月 15 日は 62 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額を平成18年12月6日は21万5,000円、19年3月15日は47万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6

日は 21 万 5,000 円、19 年 3 月 15 日は 47 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成18年12月6日は20万円、19年3月15日は15万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月6日  
② 平成19年3月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月6日及び19年3月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月6日は20万円、19年3月15日は15万6,000円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りと保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、平成18年12月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、平成18年12月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、平成18年12月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、平成18年12月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与明細書により、申立人は、平成 18 年 12 月 15 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月10日にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、42万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成15年7月10日にA病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元事業主の回答から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の元事業主は、「平成5年3月に会社を解散整理したことから資料は無いが、申立人の主張するとおり、被保険者資格喪失日を元年3月1日とすべきところ、誤って同年2月28日として届けてしまったものと考えられる。申立人は同日まで在籍しており、同年2月の厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

さらに、A社において、平成元年から3年までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員の資格喪失日と雇用保険の離職日を確認したところ、いずれも一致していることから、同社では、退職日を厚生年金保険の資格喪失日として誤って届け出たことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のとおり、事業主は、

厚生年金保険の資格喪失日を誤って平成元年2月28日と届け出たと考えられる旨回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成15年7月10日は115万7,000円、16年7月9日は124万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である15年7月10日は100万7,000円、16年7月9日は109万6,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15年7月10日は115万7,000円、16年7月9日は124万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日  
② 平成16年7月9日

A社の厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与の額と相違していることが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、平成15年7月10日は115万7,000円、16年7月9日は124万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めているこ



とから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。給料支払明細書(賞与)からは確かに厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書(賞与)及びA社から提出のあった賃金台帳から、申立人は、申立期間に66万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成 18 年 4 月 25 日は 30 万円、19 年 4 月 25 日は 100 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 4 月 25 日  
② 平成 19 年 4 月 25 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 4 月 25 日は 30 万円、平成 19 年 4 月 25 日は 100 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年6月23日は22万5,000円、同年12月25日は29万2,000円、19年4月25日は11万1,000円、同年6月25日は33万3,000円、同年12月25日は34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月23日  
② 平成18年12月25日  
③ 平成19年4月25日  
④ 平成19年6月25日  
⑤ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年6月23日は22万5,000円、同年12月25日は29万2,000円、19年4月25日は11万1,000円、同年6月25日は33万3,000円、同年12月25日は34万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料(賞与)台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料(賞与)台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料(賞与)台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料(賞与)台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料(賞与)台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料(賞与)台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料(賞与)台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料(賞与)台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料(賞与)台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料(賞与)台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料(賞与)台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料(賞与)台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、16万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を35万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料(賞与)台帳を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給料(賞与)台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料(賞与)台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月21日から同年12月21日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和40年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、43年11月21日に資格喪失後、同年12月21日に同社C研究所において資格を取得しており、同年11月21日から同年12月21日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、複数の同僚の供述、申立人から提出された人事記録及び退職金計算表から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが確認できる。

また、上記同僚の一人は、「申立人は研究職として申立期間も継続して勤務しており、申立期間の業務内容や雇用形態が変わったことは無かった。」と供述している。

さらに、申立人がA社B工場に在籍しつつ同社C研究所で研究業務を行っていたと記憶している同僚4人に照会したところ、回答があった3人は申立人と同じ研究業務に従事していたと回答しており、当該同僚全員の厚生年金保険の記録が申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）B支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年7月30日から同年8月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における資格取得日に係る記録を同年7月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和30年7月30日から同年8月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社が保管する社員原簿及び社歴により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年4月1日に同社B支店から同社本店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していたとしているが、事業主が資格喪失日を昭和 28 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、D社が保管する社員原簿及び社歴により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 30 年 7 月 30 日に同社本店から同社C支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和 30 年 8 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していたが、当時の納付を確認できる資料は無いとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年9月4日、資格喪失日に係る記録を22年6月16日とし、申立期間の標準報酬月額を20年9月から21年3月までは70円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から22年5月までは270円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月4日から22年6月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤はあったが、同社で継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社C事業所で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

このことについて、B社は、同社が発足した昭和26年5月1日以前に退職した従業員に係る人事記録等の資料は保管していないとしている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が申立期間前のA社において昭和20年9月4日付けで「転勤」を原因として資格を喪失し、22年6月16日付けで資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間前後にA社C事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員に照会したところ、申立人と共に勤務したと供述する同僚を含む複数の従業員が申立人を記憶しており、いずれの者も申立期間において、申立人が正社員として継続して勤務していた旨供述している。

さらに、上記同僚のうちの複数の者は、「当時は正社員しかいなかった。」と供述し、そのうちの一人は「給料は全員が会社から同時に受け取り、自分は保険料が控除されて

いたので、申立人も同じ扱いだったと思う。」と供述している。加えて、上記の複数の同僚が、「当時のA社C事業所の従業員規模は30名前後であった。」と供述しているところ、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数とおおむね一致していることから、当該事業所では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和20年9月4日にA社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C事業所において、当時、申立人と同年代であった同僚の記録から、昭和20年9月から21年3月までは70円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から22年5月までは270円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料は保管しておらず、確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から22年5月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

ねんきん特別便が届き標準報酬月額を確認したところ、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた期間のうち申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。その当時の給料支払明細書及び振込額が確認できる預金通帳の写しを同封するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所に係る給料支払明細書（平成18年冬期賞与分）及び預金通帳の写しから判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間の給料支払明細書に記載されている賞与支給額から、32万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 18 年 6 月 23 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 20 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
13320	男		昭和43年生		89万 5,000円
13321	女		昭和47年生		81万 5,000円
13322	男		昭和45年生		61万 6,000円
13323	女		昭和52年生		73万 円
13324	女		昭和53年生		72万 6,000円
13325	女		昭和53年生		71万 7,000円
13326	女		昭和55年生		76万 2,000円
13327	女		昭和50年生		76万 4,000円
13328	男		昭和42年生		54万 2,000円
13329	女		昭和50年生		66万 5,000円
13330	男		昭和57年生		54万 円
13331	男		昭和53年生		28万 4,000円
13332	女		昭和53年生		16万 円
13333	男		昭和52年生		36万 円
13334	男		昭和53年生		7万 円
13335	男		昭和46年生		39万 4,000円
13336	女		昭和54年生		49万 5,000円
13337	男		昭和57年生		5万 円
13338	男		昭和57年生		5万 円
13339	男		昭和58年生		5万 円

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成12年6月19日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成12年5月の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月31日から13年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成12年12月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち平成12年5月31日から同年6月19日までの期間について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成12年5月31日）の後の同年6月19日付けで、申立人を含む3名について、同社における被保険者資格の喪失日が同年5月31日に遡って記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は上記適用事業所でなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成12年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った同年6月19日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年4月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、平成12年6月19日から13年1月1日までの期間について、上述のとおり、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、平成12年6月19日以降において、遡って被保険者資格の訂正や取消しが行われた形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

また、A社の当時の事業主は、「平成12年6月から同年12月の厚生年金保険料の控除は不明。」と回答しているほか、当時の唯一の同僚からも供述が得られなかったことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収が免除されることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を平成 18 年 5 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 26 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。雇用保険の離職日が平成 18 年 4 月 30 日となっているので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 5 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成 18 年 4 月 30 日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨規定されているところ、A 社から提出のあった健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書の写しにより、事業主は、当該規定に基づく育児休業期間（平成 16 年 9 月 12 日から 19 年 7 月 16 日まで）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行っていることが確認できる。

したがって、申立人に係る育児休業期間中である申立期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人のA社における資格喪失日は、平成 18 年 5 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 18 年 3 月のオンライン記録から、26 万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成10年5月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年4月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月30日から11年7月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成11年7月21日に退職するまで厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間のうち平成10年4月30日から同年5月6日までの期間について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年4月30日）の後の同年5月6日付けで、申立人を含む9人について、同社における被保険者資格の喪失日が同年4月30日に遡って記録されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は上記適用事業所でなくなった日以降においても、同社は法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成10年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った同年5月6日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち平成10年5月6日から11年7月21日までの期間について、

上述のとおり、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、平成10年5月6日以降に遡って被保険者資格の訂正や取消しが行われた形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。

また、申立人から提出のあった取引金融機関の通帳におけるA社からの給与振込額及び振込状況では、当該期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年3月30日、資格喪失日が52年2月1日とされ、当該期間のうち同年1月15日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月15日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事台帳、雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和52年2月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和51年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の届出誤りにより、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 7 月 6 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あつせんによらず、同一事業所に対するあつせんの整合性を踏まえ、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社における資格喪失日を昭和 50 年 2 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所は、平成 22 年 2 月 5 日付けで、年金事務所に資格喪失日を昭和 50 年 2 月 1 日に訂正する届出を行ったが、厚生年金保険料の納付の時効により、申立期間は年金額の計算の基礎となっていないので、計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、雇用保険の記録、事業所が保管する入社退社の記録及び事業所の回答から、申立人は、昭和 50 年 2 月 1 日付けでA社からB社に異動したものであり、厚生年金保険料の控除が推認できることから、既に当委員会で決定したあつせん案の報告に基づき、平成 22 年 7 月 6 日付けで、総務大臣から厚生労働大臣あてに年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、当該あつせん後に、年金事務所から、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、A社に対し、特例納付保険料の納付の勧奨が行われ、当該勧奨の過程において、同一事業所に対するあつせんの整合性を踏まえることが必要であることなどから、申立期間当時、A社が加入していたC健康保険組合及びD厚生年金基金へ申立人の加入期間について照会したところ、同健康保険組合は、「D厚生年金基金は既に解散しているが、当組合が保存している同厚生年金基金が解散時に加入員のヒストリーをデータとして残した申立人の加入記録によると、昭和 50 年 2 月 1 日付けで資格喪失及び資格取得している記録が確認できる。」との回答があり、また、同健康保険組合は、「申立期間当時は7枚複写の届出用紙だった。」と述べてい

る。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 2 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 18 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 製作所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額より低い。申立期間の賃金支払明細書及び同社発行の標準報酬月額決定通知書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、申立期間においては 16 万円と記録され、昭和 57 年 10 月の定時決定で 18 万円に変更されたことが確認できる。

しかし、申立人が提出した申立期間の賃金支払明細書から、申立人が主張する標準報酬月額（18 万円）に見合う厚生年金保険料額が給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人から提出のあった A 社発行の標準報酬月額決定通知書では、等級変更年月日は昭和 57 年 8 月 1 日、年金等級は 23 級（18 万円）と記載されているところ、上記賃金支払明細書によれば、同年 5 月において固定的賃金に変更になっており、同年 5 月から同年 7 月までの報酬額から、申立人は標準報酬月額の随時改定の対象となるものと判断され、当該報酬額から標準報酬月額 23 等級（18 万円）に該当することが確認できる。

さらに、B 社の担当者は、申立期間当時の従業員に対する標準報酬月額変更の通知方法については、資料が残っておらず不明だが、現在は、年金事務所からの決定通知後に、各従業員に通知している旨回答していることから、申立期間当ても厚生年金保険法第 29 条第 2 項の規定に基づき申立人に対して標準報酬月額決定通知書を発行し、通知し

ていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成8年4月から同年6月までの期間は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から8年4月1日まで  
② 平成8年4月1日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に連絡をした。その後、事後訂正により加入記録は訂正されたものの、年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

また、ねんきん定期便により、A社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。当該期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな



る。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における報酬額又は保険料控除額から、平成8年4月から同年6月までの期間は38万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成16年3月に申立人に係る資格取得日訂正の届出を行い、その結果、当初38万円と記録されていた当該期間の標準報酬月額が34万円に訂正され、差額保険料はその後に納付すべき保険料に充当されたことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された嘱託契約書により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

また、A社は、「申立人から相談を受け、平成16年3月12日付けで、申立人の当社における資格取得日を8年4月1日から6年4月1日に訂正する届出を行った。」と供述しているところ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

なお、申立人から提出された申立期間①に係る給与明細書では、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 38 年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社から関連会社のB社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の総務担当者及びA社の従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社及び関連会社のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の総務担当者によると、同社は、昭和38年10月に、A社を事業統合しており、申立人の異動は会社統合に伴う異動であり、異動日については、B社において被保険者資格を取得した同年6月1日である旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びB社に継続勤務していることが認められ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記B社の総務担当者の供述から、昭和38年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している、申立人の

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和38年5月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成5年10月末まで在籍し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票及び申立人が給与明細書の内容を写したとするノートの記載内容から、申立人がA社に同年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年分給与所得の源泉徴収票及び上記ノートの記載されている保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を平成5年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月1日から5年7月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月1日から平成5年7月1日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の支給額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成3年6月から4年9月までの期間の申立人に係る標準報酬月額が、5年4月16日付けで、当初26万円であったものが8万円に遡って減額訂正されており、また、同日付けで、遡って申立人に係る4年の定時決定に係る記録が8万円と処理されているとともに、事業主及び他の元従業員二人に係る標準報酬月額も減額訂正されていることが確認できる。

また、上記の減額訂正されている元従業員の一人は、A社は平成3年ごろから業績が不振であり、給与が遅れて支給されたと供述している。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該処理日において、同社の取締役であったことが確認できるが、複数の元従業員が、申立人は営業担当であり、社会保険事務手続は事業主又は事業主の妻が行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成3年6月から4年9月までの期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正とは認められないことから、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要であり、また、同年10月から5年6月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、有効な記録訂正とは認められない減額訂正に連動してなされた処理の結果であると考えるのが適当であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録における4年9月に係る減額

訂正前の記録から、26万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、昭和63年8月から平成5年6月までの期間を通じて、30万円から38万円の給与を支給され、それに応じた厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したが回答は無く、申立人も給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保有しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 17 年給与賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該賞与台帳において確認できる保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 17 年給与賞与台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額から、21 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月31日から同年4月1日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和29年3月8日から平成9年4月2日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事関係記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社C工場から同社本社への異動日については、事業主は昭和31年4月1日付けの異動であった旨回答していることから、申立人の同社B工場における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和31年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付

した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和20年6月1日に、資格喪失日に係る記録を21年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、20年6月から21年3月までの期間は50円、同年4月から同年9月までの期間は60円、同年10月は540円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月1日から21年11月1日まで

昭和20年1月から22年5月までA社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。申立期間は、空襲が激しくなった20年6月に本社事務所が都市部から郊外に疎開し、終戦後の21年11月に都市部に再度移転するまでの期間と一致している。私が継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社本社は、疎開による所在地移転に伴い昭和20年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、25年に同社の技術等を引き継ぎ設立されたB社が保管している申立人に係る社員台帳によれば、申立人は20年1月26日にA社に入社し、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に疎開先のA社のC課に勤務していた二人の同僚は、「申立人は疎開先の同社C課で勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間において、疎開先の同社本社C課に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社本社における申立人の昭和20年6月1日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失理由として、同社本社の所在地移転に伴う管轄の社会保険事務所（当時）の変更によるものである旨

が記載されており、申立人固有の事情により厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものであることが確認できる。

加えて、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社本社において申立人と同じC課に所属し、昭和20年6月1日に資格喪失した申立人を除く従業員111人のうち、108人は疎開先の同社において、同日に資格取得し厚生年金保険の被保険者期間を継続していることが確認できる。

なお、A社は既に解散しており当時の担当者は不明であることから、戦時中に疎開した同社において、申立人に係る資格取得日を昭和20年6月1日付けで届出していない理由は、不明である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び職員カードに記載された申立人の月俸金額の記録から、昭和20年6月から21年3月までの期間は50円、同年4月から同年9月までの期間は60円、同年10月は540円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和20年6月から21年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 13 日は 45 万 3,000 円、18 年 4 月 14 日及び 19 年 4 月 24 日はそれぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 28 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成 17 年 7 月 13 日  
② 平成 18 年 4 月 14 日  
③ 平成 19 年 4 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、賞与支払届の提出が遅れたため、保険料は時効により納付できなかったとしており、申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間①は 45 万 3,000 円、申立期間②及び③はそれぞれ 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料を時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 13 日は 58 万 9,000 円、18 年 4 月 14 日及び 19 年 4 月 24 日はそれぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 13 日  
② 平成 18 年 4 月 14 日  
③ 平成 19 年 4 月 24 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、賞与支払届の提出が遅れたため、保険料は時効により納付できなかったとしており、申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間①は 58 万 9,000 円、申立期間②及び③はそれぞれ 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づき標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認で

きる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 58 万 9,000 円、申立期間②及び③はそれぞれ 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料を時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 13 日は 45 万 3,000 円、18 年 4 月 14 日及び 19 年 4 月 24 日はそれぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 13 日  
② 平成 18 年 4 月 14 日  
③ 平成 19 年 4 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、賞与支払届の提出が遅れたため、保険料は時効により納付できなかったとしており、申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、給付されよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間①は 45 万 3,000 円、申立期間②及び③はそれぞれ 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料を時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月は 35 万 5,000 円、18 年 4 月 14 日及び 18 年 4 月 24 日はそれぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 13 日  
② 平成 18 年 4 月 14 日  
③ 平成 19 年 4 月 24 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、賞与支払届の提出が遅れたため、保険料は時効により納付できなかったとしており、申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間①は 35 万 5,000 円、申立期間②及び③は 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料を時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 13 日は 30 万円、18 年 4 月 14 日及び 19 年 4 月 24 日はそれぞれ 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 13 日  
② 平成 18 年 4 月 14 日  
③ 平成 19 年 4 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、賞与支払届の提出が遅れたため、保険料は時効により納付できなかったとしており、申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間①は 30 万円、申立期間②及び③はそれぞれ 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料を時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 5 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 24 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、賞与支払届の提出が遅れたため、保険料は時効により納付できなかったとしており、申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録から、申立人は、申立期間に 5 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出が遅れたため、当該賞与に係る厚生年金保険料を時効により納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月21日から同年5月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月21日から43年まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、一部期間の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月21日から同年5月21日までの期間については、A社の商業登記簿謄本によると、同社は同年4月16日に設立されていることが確認できるところ、申立人による「私は、A社が設立されたころの昭和41年4月21日に入社し、給与は、毎月、20日締切りで、25日支払であった。」旨の供述及び申立人から提出のあった同年5月の給与明細書から判断すると、申立人は、少なくとも当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった昭和41年5月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料は、上記の申立人の供述から判断すると、同年4月分の保険料控除額であったと考えるのが妥当である。

また、A社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、上記の商業登記簿謄本によると、当該期間において、解散・閉鎖されてはならず、法人格を有していたことが確認でき、申立人による「A社の従業員が10人程度勤

務していた。」旨の供述から、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年5月の給与明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時、社会保険事務所（当時）において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和41年5月21日から43年までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保有しておらず、申立人が記憶しているA社の当時の代表者及び同僚の所在は不明であり、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、上記の商業登記簿謄本から、複数の社員に照会したが、回答を得ることができず、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかつた。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同協会には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA協会から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し（昭和50年5月31日に同協会本部から同協会B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会B事業所における昭和50年6月のオンライン記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和41年11月14日、資格喪失日は42年5月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月14日から42年5月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された帳簿の写しから判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和41年11月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録があるものの、被保険者資格を喪失している記録が無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の記録であることが確認できる。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、昭和41年11月14日に資格取得と記載されている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿からA社における申立人の記号番号払出年月日は、同年12月6日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和41年11月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、B社から提出された帳簿の写しから42年4月30日の翌日を資格喪失日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、母と自分の二人分の国民年金保険料を、自宅に来る区の集金人に、年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>する方法により納付していた。妹が国民年金に加入した後は、私が三人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続<sup>あいまい</sup>については、申立人自身は加入手続を行った記憶が無く、申立人の母親は記憶が曖昧であるため、加入手続に係る状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 42 年 4 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点から、申立期間の一部の保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無いと説明する上、当委員会における口頭意見陳述の結果からも、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が出生時から現在まで居住する区を管轄する年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、母親の手帳記号番号の前\*番（昭和 36 年 2 月払出し）から申立人の妹の手帳記号番号の後ろ\*番（昭和 41 年 4 月払出し）までの被保険者の中には、申立人に該当する者の記載は見当たらず、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月及び同年3月  
② 平成2年4月から3年3月まで

私は、役所から通知が来たので、平成2年2月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した時期及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立期間②については、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の平成3年4月に払い出されていることが確認でき、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から57年3月まで

私は、専門学校卒業後、母に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行い、加入当初は母に国民年金保険料を納付してもらった。その後、自分で口座振替により保険料を納付するようになったが、20歳の分からは保険料を納付してもらった記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は、国民年金加入手続の時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が22歳ごろの昭和57年6月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったものの、所轄年金事務所では、申立期間当時、被保険者が加入した時点で過年度の保険料に未納分があった場合、所轄社会保険事務所（当時）から過年度納付書を交付していたかについては不明であるとしており、申立人及びその母親もさかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、申立期間当時、両親が経営する店で働いており、両親から私の国民年金保険料を私が結婚するまで支払っていると聞かされていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の保険料を納付していたとする父親は、申立期間の終わりに近い昭和50年2月ごろに国民年金手帳の記号番号が払い出されていることから、当該払出時点までは国民年金に未加入であったことが確認でき、父親はその後に実施された第2回特例納付により36年4月から48年3月までの自身の保険料を納付している。

さらに、昭和48年12月に結婚するまで申立人及びその両親と同居していた申立人の姉は、20歳到達時から結婚するまで国民年金に未加入であることなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の手帳記号番号は、昭和51年6月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間当時に年金手帳を見たことも、所持したこともないと説明しているなど、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで  
私の母は、私が20歳になったのを機に、区役所の職員から勧められて、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は加入手続の時期及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人が初めて国民年金被保険者となった日は、大学生が強制加入することとなった申立期間直後の平成3年4月1日とされていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 63 年 12 月まで  
私は、昭和 63 年から平成 3 年くらいまでの間に、主に郵便局を利用して数十万円の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付時期及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 4 月時点で、過年度納付することが可能な元年 1 月分までさかのぼって保険料を納付していることは確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明するなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から57年3月まで  
私は、さかのぼって国民年金保険料を納めることができると区役所職員から知らされ、時期は不明だが、未納であった期間の保険料を区の出張所でさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付時期及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和57年6月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする区の出張所は、過年度保険料の収納事務を行っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明するなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 2 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から年金手帳を渡された記憶は無いとしており、オンライン記録にも申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は申立人が学生時の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の妹も申立人と同様学生であった期間は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9259 (事案 6239 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年1月まで  
私の父は、申立期間の私の国民年金保険料を2回に分けて区役所から送付されてきた納付書でさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、父親は、自身が所持する「普通預金月中取引一覧表」の平成6年4月20日及び同年5月18日に当時の保険料相当額を超える出金記録があることから、これにより申立期間の保険料を納付したとしているが、当該出金時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年7月時点では、申立期間のうち、3年5月以前は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の父親は、6年3月4日に作成された過年度保険料の集合徴収に係る所轄社会保険事務所(当時)からの案内状を所持しており、当該案内状の納付状況欄には3年4月から4年1月まで「時効消滅」の記号が記載されているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提供は無く、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から8年3月まで  
私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持している年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、平成9年4月1日に基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得している旨が記載されていること、申立人はほかに年金手帳を所持したことはないと説明していること、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで  
私が 20 歳になってしばらくしたころ、国民年金の加入勧奨の通知が送付されてきた。このため、私は、昭和 63 年 1 月に就職する前に区民センターにおいて国民年金の加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を現金により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、納付期限が切れているので現金で納付するように言われ、昭和 63 年 1 月に就職する前に加入手続をした区民センターで現金により納付した。」と述べているが、63 年 1 月当時、申立人が納付したとする区民センターでは、過年度納付書の発行は行っていたものの、保険料を収納することはできない。

また、申立人は、「昭和 63 年 1 月に就職する前に国民年金の加入手続をした。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間の後の 63 年 7 月から同年 8 月ごろに払い出されていることが推認できることから、申立人の申立内容に整合性が見られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 61 年 4 月まで

私は、会社を平成元年 1 月に退職し、すぐに A 区 B 出張所において国民健康保険の加入手続を行った。その際、国民年金の加入手続も一緒に行い、同出張所の職員から未納分の国民年金保険料があり、2 年分の保険料は納付することができると言われて、2 年分の保険料を納付し、その後は定期的に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期について、当初、「昭和 62 年 10 月の退職後すぐに加入手続を行った。」と述べていたが、その後、「平成元年 1 月の退職後に加入手続を行った。」と変更しており、申立人の国民年金の加入時期の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出されたのは、平成 4 年 10 月ごろであると推認でき、当該払出の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができず、当該払出の以前において申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区役所は、「申立人の国民健康保険の加入は、平成 4 年 7 月 21 日から 8 年 4 月 4 日までの期間であり、元年 1 月の加入記録は無い。」と回答しており、申立人が主張する元年 1 月には国民健康保険に加入していないことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から 8 年 3 月まで

私は、平成 6 年 6 月ごろに A 区役所で国民年金の加入手続を行った際、併せて、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったので、申立期間は、申請免除を受けていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうちの平成 6 年 4 月から同年 9 月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は 6 年 11 月に払い出されていたものと推認されることから、この手帳記号番号の払出時点では、当該期間は、免除申請をすることができない期間である。

申立期間のうちの平成 6 年 10 月から 8 年 3 月までの期間については、申立人は大学生であり、当時の「学生に係る保険料免除基準」によれば、当該免除の適否判断に際し、親元の世帯の世帯員との同居又は別居にかかわらず、親元の世帯の所得状況も考慮することとされている。このことから、申立人の父の標準報酬月額をオンライン記録により調査したところ、申立人の父の申立期間の前年に係る標準報酬月額は、同免除基準を上まわる所得であることから、申立人が申立期間中に免除申請を行っていたとしても、免除が認められなかったものと推認できる。

加えて、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料が無い上、申立人の国民年金の免除申請手続に係る記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 58 年 3 月まで  
私の母は、私が 20 歳になった昭和 57 年\*月に A 区において私の国民年金の加入手続を行い、国民健康保険税と一緒に私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった昭和 57 年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、国民健康保険税と一緒に私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば 58 年 6 月 24 日である。

また、申立人の国民健康保険の加入について、申立人が申立期間当時に居住していた A 区は、「申立人が国民健康保険に加入したのは昭和 58 年 4 月であり、現在も加入中である。」と回答している。

加えて、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母は、申立期間の加入状況及び保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 53 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳になった昭和 50 年\*月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、50 年 8 月からの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は大学生であり、申立期間は、学生の強制加入制度が実施される平成 3 年 4 月より前の期間であることから、当時の制度では、申立人は、任意加入手続を行うことにより国民年金に加入することができる。しかし、当該学生の期間において申立人の国民年金手帳の記号番号の払い出された形跡は確認できない上、申立期間は、オンライン記録によれば、未加入期間となっていることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、「国民年金手帳を見た記憶は無い。」としている。

また、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父から当時の状況を直接聴取することが諸事情により困難であるため、当時の加入手続及び保険料の納付の状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月

私は、平成 13 年 10 月に転職して間もなく、当時住んでいた A 区の B 出張所で国民年金の加入手続きを行い、同出張所で申立期間の国民年金保険料を納付した。保険料は、1 か月おおよそ 1 万 7,000 円だったと記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 13 年 10 月に転職して間もなく、A 区の B 出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間は未加入期間と記録されている上、13 年 9 月 10 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、15 年 2 月 25 日に申立人が「勸奨関連対象者一覧」に記録されていることから、申立人は、申立期間の国民年金の再加入手続きを行っていないことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から10年3月まで

私は、平成5年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、同時に免除申請の手続を行った。その後、A国に向けて平成6年8月に出国する直前においてもB市で免除申請手続を行い出国した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B市の「平成6年度国民年金保険料検認状況一覧票」によれば、申立人が、A国に出国する直前の平成6年5月ごろに、B市において国民年金保険料の申請免除の手続を行い、同年4月から7年3月までの間の免除が認められたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間は、「外国への転出」を理由として、平成10年6月23日付けで6年8月1日にさかのぼって国民年金の資格を喪失しており、さらに、同記録によれば、申立人は10年4月8日に国民年金の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い上、申立人は、「申立期間中はA国に滞在していたが、家族などにA国滞在期間中の申請免除手続を依頼したことは無く、自身が滞在国から郵送による申請も行ったことは無い。平成9年10月に一時帰国した際にも申請免除手続をしたことは無い。」と述べている。

なお、申立人は、「B市で海外に行くことを言った覚えがある。」と述べており、C社会保険事務所(当時)によれば、「申立期間当時、D県では、住民票の住所が県内にあっても、身体が国外にある者は国民年金の資格喪失としていた。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から8年7月まで  
私は、20歳になったところに、国民年金の加入勧奨の通知が送付されてきたので、A区役所か同出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたが、納付が滞るようになり未納期間があったため、平成8年12月ごろにそれまで未納となっていた保険料をA区役所か同出張所で、さかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の初めから1年間くらいは、送付されてきた納付書で国民年金保険料を申立期間当時に居住していた区の区役所か出張所又はコンビニエンスストアで月々納付してきた。」と述べているが、申立期間当時、コンビニエンスストアでの国民年金保険料の収納業務は行われておらず、申立人の申立期間に係る保険料の納付場所及び納付回数等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、「平成8年12月ごろに、申立人が申立期間当時に居住していたA区役所か同出張所で、それまで未納となっていた国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。」と述べているが、申立人が納付したとしている保険料額は、8年12月の時点でさかのぼって納付可能な6年11月から8年7月の間の保険料額とは大きく相違している上、申立人が納付したとする区役所及び出張所の窓口においては、過年度保険料の収納はできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人に対して平成9年10月8日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、未納期間は明確でないものの、当該時点で当該時点以前の2年間において未納期間があったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立期間は5年1か月に及んでおり、申立期間当時申立

人が保険料を納付したとする金融機関及び申立期間当時に申立人が居住していたA区の双方において、5年1か月にわたって保険料の収納事務誤りが起こることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで  
私の母は、私が20歳のときに、国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親は、国民年金の加入手続時に交付されたとする申立人の国民年金手帳について、平成2年4月に申立人が就職したときに会社に提出し、紛失され返却されていないと説明しているが、申立人が当該会社入社時に交付された厚生年金保険手帳には、国民年金の手帳記号番号が記載されていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成4年3月までの期間及び平成5年9月から7年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から平成4年3月まで  
② 平成5年9月から7年5月まで

私は、昭和61年6月ごろ及び平成5年9月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、当該期間は、直前の昭和60年6月から61年6月までの厚生年金保険被保険者期間が平成19年10月に記録追加されたことにより、未加入期間から未納期間に訂正された期間であることから、訂正前は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、訂正時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成5年2月ごろに当時居住していた区で払い出されており、当該期間直前は厚生年金保険被保険者期間であるため、当該期間の保険料を納付するためには、国民年金の再加入が必要であるが、申立人は再加入手続を当時居住していた上記区とは別の区で行ったと説明しており、再加入手続の時期、納付場所、納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。また、当該期間は未加入期間とされており、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、知人から国民年金制度が破綻するという話を聞き保険料の納付を途中でやめてしまった。しかし、その後、納付書が届く度に不安になりそれまで納付していなかった保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の還付・充当・一時金リストから、昭和 57 年 10 月 25 日に 56 年 10 月から同年 12 月までの保険料が申立期間直前の 55 年 7 月から 9 月までの保険料に充当され、その差額が還付されていることが確認でき、当該充当処理等の時点までは 55 年 7 月から 56 年 3 月までの保険料は未納であったものと考えられる。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻も、申立人と同様に保険料の充当処理等が行われており、申立期間の保険料は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月から12年5月まで

私は、会社を退職したため、平成11年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されている。

さらに、オンライン記録により、申立人への国民年金適用の初回勧奨が平成11年10月25日に行われ、13年2月20日に未適用者一覧表(最終)が作成され、この時点で未加入であり、その後も加入手続が行われていないことが確認できるほか、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から 63 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から 63 年 11 月まで  
私は、申立期間のうち、昭和 62 年ごろまでは国民年金保険料を納付書により納付し、その後は自分自身の銀行口座から口座振替により保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は、オンライン記録により、直後の昭和 63 年 12 月から平成 9 年 5 月までの厚生年金保険被保険者が平成 9 年 7 月 24 日に記録追加されたことにより、未納期間として整理されたものであり、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和35年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から37年3月まで  
国民年金制度発足時から、両親が私の国民年金保険料を納付してくれているはずである。申立期間の国民年金が未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は37年4月に払い出されており、申立人は同年4月から保険料の納付を開始していることが確認できるが、オンライン記録では申立期間は未加入期間とされており、当時の国民年金被保険者台帳でも申立期間欄に未加入の旨を示す斜線が引かれていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時に学生であった等の事情により、未加入として処理されたと考えられ、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間のうち昭和35年4月から36年3月までの期間については、国民年金制度発足前の期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3年から同年10月まで

私は、会社を退職し、再就職するまでの間、国民年金の再加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金の再加入手続、保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の被保険者資格得喪欄には申立期間に係る資格取得の記載は無く、オンライン記録により、申立人への国民年金適用の初回勧奨が平成14年11月18日に行われ、15年8月26日に未適用者一覧表（最終）が作成されていること、申立人はこの時点で未加入であり、その後も加入手続が行われていないことが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年3月までの期間及び61年7月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から61年3月まで  
② 昭和61年7月から62年2月まで

私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、加入手続、納付方法、納付場所及び保険料額等の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間は未加入期間である上、昭和61年4月から同年6月までの厚生年金保険被保険者期間は平成21年11月に記録追加されており、記録追加前は昭和57年9月から62年2月までの期間はすべて未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親から国民年金手帳を渡された記憶は無く、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無いなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 9279 (事案 1453 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月から 7 年 3 月まで

私は、平成 7 年 2 月に自宅を売却して資金ができたことから、それまで納付していなかった私と長女の国民年金保険料を市役所で納付した。長女の保険料が納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立て時において、申立人は、「平成 7 年 3 月の転居時に、それまでの未納分の国民年金保険料を転居前の市役所で一括納付していた。」と説明しているが、その当時は特例納付の実施期間ではない上、納付したとされる金額が実際に必要となる金額と大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っているところである。

今回、申立人は、「平成 7 年 2 月ごろに国民年金保険料をさかのぼって納付した。」と述べていることから、改めて当委員会において申立人の年金記録を調査したところ、申立期間は平成 10 年 9 月 8 日に行われた資格得喪記録の追加の際に、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に種別変更されたことによる未納期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付したとする 7 年 2 月の時点では、申立期間は第 3 号被保険者として記録されているため、申立期間の納付書が送付されることはなく、申立期間は、第 1 号被保険者として保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料として提出したメモでは保険料の納付を確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情等は見当たらないことか

ら、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、生前父から、私が 20 歳のときから婚姻するまでの間の私の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 55 年 1 月までの期間の保険料は父が納め、婚姻後の 55 年 2 月から 56 年 3 月までの期間の保険料は妻の保険料と一緒に私が納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、婚姻後の昭和 56 年 10 月 9 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、また、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかにも年金手帳を所持していた記憶は無く、父から年金手帳を受け取った記憶も無い。」と述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 55 年 1 月までの期間については、当該期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は既に死亡しており、当該期間の納付の状況等について確認することができない。また、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月から 56 年 3 月までの期間については、当該期間を申立人が一緒に納付していたとする妻の保険料は、未納である。

加えて、申立人及びその父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

なお、国民年金の手帳記号番号の払出し時点において、申立期間のうち、昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までは、過年度納付が可能であるが、申立人は、「申立期間の保険料を後からさかのぼって納付した記憶は無い。」と述べている。

このほか、申立人及びその父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる



周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年3月まで  
私は、20歳になったときに母と一緒に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成4年8月ごろに払い出されたものと推認でき、また、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者となった日」として4年7月1日と記載されており、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金に任意加入の適用期間であるが、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、未加入期間となっている。このため、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間当時、年金手帳を受け取った記憶が無い。」と述べており、前述の払出日以前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付してきたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 62 年 8 月まで

私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金への加入手続きを行い、結婚する直前の昭和 62 年 8 月まで国民年金保険料を納付してくれた。結婚に伴う第 3 号被保険者への切替手続きは、私の夫が行った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として昭和 62 年 9 月 24 日、「被保険者の種別」として「3号」と記載されている上、婚姻後の氏名が記載されており、申立人自身は当該年金手帳のほかにも別の年金手帳を所持していた記憶は無い。

また、婚姻手続き及び国民年金の種別変更手続きを行ったとする申立人の夫は、「市役所で手続きを行った際、古い年金手帳を収納され、別の年金手帳が送られて来た。」と主張しているが、当該手続きを行ったとする当時において、夫婦の住民票があったA市は、「変更手続きの際、古い年金手帳を収納し新しい手帳記号番号を払い出すことはない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、申立人は学生であり、任意加入の適用期間であるが、申立期間に国民年金に加入した記録が無く、未加入期間となっている。このため、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人の父は、保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで  
私は、国民年金の加入手続を行った際に、市役所の窓口で未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われたので、申立期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人には、二つの国民年金手帳の記号番号が払い出されているものの、申立人は、払出当時の加入手続、保険料の納付時期、納付期間、納付場所、納付額及び納付回数等の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、平成元年 6 月に払い出された最初の手帳記号番号によると、申立人は、同年 4 月 3 日に国民年金第 3 号被保険者として初めて国民年金被保険者の資格を取得しているため、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、制度上、保険料を納付することができない期間であった。

さらに、申立人に対しては、二つ目の手帳記号番号が平成 7 年 3 月に払い出されており、当該手帳記号番号が記載されている申立人の年金手帳によると、最初の資格取得は昭和 62 年 4 月とされているため、申立期間は未納期間として把握されたことが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は、時効により、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から58年3月まで  
私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、父が国民年金保険料を納付してくれていた。母から、父は私が20歳のときからずっと保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年5月時点で、過年度納付することが可能な昭和58年4月分までさかのぼって保険料が納付されていることは確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月

私は、昭和 61 年 3 月に市役所で海外への住所変更手続きを行った際、住所変更月に国民年金の被保険者資格が喪失するという説明は受けていなかった。年金特別便で初めて 61 年 3 月の加入記録が無いことを知り、記録照会をしたが、これまで連絡も説明も無く、今になって初めて、未加入期間であり保険料の還付通知を送付したが請求が無かったと回答をもらった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間を含む昭和 61 年 1 月から同年 3 月の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、オンライン記録には、過誤納理由、還付期間、還付金額、還付決議日が明確に記載されており、当該記載に不自然な点は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者でなくなった日として昭和 61 年 3 月 28 日の記載が認められる上、戸籍附票でも、申立人は同日に海外に住所変更していることが確認できることから、申立期間は国民年金の適用除外期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料が還付されることについて不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成 17 年 2 月までの期間については、国民年金第 3 号被保険者期間であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 17 年 2 月まで

私は、会社退職後に国民年金の第 3 号被保険者届出書を提出した。その後、平成 19 年に夫がよく分からずに国民年金第 3 号被保険者特例措置該当期間登録届書を提出したが、申立期間はそれ以前から第 3 号被保険者になっていたはずである。申立期間が第 3 号被保険者期間ではなく、第 3 号特例納付の期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間直前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 61 年 10 月 3 日以降、申立期間内において国民年金第 3 号被保険者の届出を行っていたことを確認できる資料は無く、申立人の夫は、申立期間に係る第 3 号被保険者の届出を行っていないかもしれないと説明しており、当該届出に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「昭和 61 年 4 月 1 日 3 号」の記載はあるものの、申立期間に係る 61 年 10 月の資格取得日の記載は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金第 3 号被保険者特例措置該当期間登録届書を 19 年 4 月 5 日に届出しており、オンライン記録では、当該期間に係る第 3 号被保険者記録を同年 4 月 9 日に入力していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険被保険者期間の記録は、平成 15 年 6 月 3 日に基礎年金番号に統合されていることから、昭和 61 年 10 月の厚生年金保険の資格喪失後に国民年金への切替手続きは行われていなかったものと推察されるなど、申立期間が第 3 号被保険者期間であったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に国民年金第 3 号被保険者に該当していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年4月まで

私の申立期間の国民年金は、平成5年12月まで勤務していた会社の担当者が国民年金の加入手続きを行い、誰が納付したかは記憶に無いが国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の申立書によると、申立期間の保険料を納付していた者は不明である上、申立人からは、電話及び文書による照会に対する協力が得られないため、当時の国民年金被保険者資格の取得手続き及び保険料の納付状況等の詳細が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は、未加入期間であり、申立期間のうち平成6年1月及び同年2月の保険料は、無資格期間であることを理由として同年10月20日に還付決議が行われ、同年12月に還付されていることが確認できるなど、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月まで  
② 昭和 40 年 1 月から同年 12 月まで

私は、国民年金制度が始まったときから国民年金に加入し、当時、居住していた市及び区では、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。会社退職後の昭和 41 年 5 月に区役所で国民年金の加入手続をした際、申立期間①の保険料の領収証書を貼付していた国民年金手帳を区役所に回収され、別の国民年金手帳を再発行された。また、申立期間②についても保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、保険料の納付間隔及び納付額に関する記憶が曖昧である上、申立人は、加入当初に交付された国民年金手帳を区役所に回収されたため、当該期間の保険料を納付したことを示す物的証拠が無いと説明しているが、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳を所持しており、当該手帳には、婚姻前の姓及び当該期間当時の住所が記載され、36 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 5 月 24 日に納付した旨の検認印が押されていることから、当該手帳が加入当初に交付されたものであると推認できる。

また、当該年金手帳によると、上記の保険料納付の記録のほかには、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月分までの保険料を 37 年 12 月 6 日に納付した国民年金保険料現金領収証書が貼付され、昭和 40 年度の検認記録ページには、申立期間直後の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの欄に同年 4 月 26 日付けの検認印が押されていることが確認できるものの、申立期間①に係る検認記録欄には検認印が無く、当該期間の保険料を納付していたことを確認できない。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和 40 年 1 月に会社を退職した後、すぐには国民年金の加入手続を行わなかったと説明しており、この説明は、申立人が所持する国民年金手帳が 41 年 5 月 20 日に再交付されていること、オンライン記録により、当該期間直前の 39 年 1 月から同年 12 月までの厚生年金保険の加入期間に係る国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録が平成 6 年 12 月に記録追加されていることから裏付けられている。

加えて、申立人は、前述のとおり、当該期間直後の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 4 月 26 日に納付していることが確認できるものの、申立人は当該加入手続後に保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月及び同年8月  
私は、平成8年の確定申告時に、申立期間の2か月分の国民年金保険料が未納であることが分かり、9年1月から同年3月までの間に未納分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶が無く、納付書を受け取っていなかったため、社会保険事務所（当時）で保険料を現金で納付したと説明しているが、申立期間当時、社会保険事務所では、現年度保険料の徴収は行っていなかった。

また、オンライン記録により、申立期間は、平成9年1月に付番された基礎年金番号により、16年4月6日に記録整備された結果、未加入から未納となったことが確認でき、この記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間及び平成元年11月から6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年9月まで  
② 昭和38年10月から40年3月まで  
③ 平成元年11月から6年10月まで

私の妻は、昭和37年4月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、60歳になるまで夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。また、私が60歳になった平成元年\*月に私の任意加入手続をして、65歳になるまで保険料を納付してくれた。申立期間①は厚生年金保険に加入していたのを知らずに、国民年金保険料を重複して納付していた。申立期間①及び③が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、申立期間①当初の夫婦二人に係る国民年金の加入手続及び申立期間③当初の自身に係る任意加入手続を行い、保険料を納付していたと説明するが、加入手続の時期及び場所の記憶が曖昧である。
- 2 申立期間①及び②については、一緒に保険料を納付していたとする妻は当該期間の保険料が未納であり、申立人が居住する区では、当時、保険料の納付は国民年金手帳による印紙検認方式であったが、申立人は、当時の国民年金手帳及び印紙検認に係る記憶が無いと説明している。また、特殊台帳により、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの期間は、第1回特例納付により、45年12月及び46年5月に2回に分けて保険料をさかのぼって納付していることが確認できるため、当該納付済期間の保険料は特例納付されるまで未納であったと考えられ、申立人は、24か月分の特例納付をしたことにより、60歳まで納付可能な期間が295月となって、受給資格期間288月を満たしていることから、受給資格期間を考慮して、未納期間の保険料を

特例納付したものと考えられるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和 42 年 2 月時点では、当該期間は大半が時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、当該期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が居住する区では、60 歳以降の任意加入手続に関しては、年金を満額受給するために必要な納付期間を確認して、資格喪失日及び当該喪失手続について説明するとしているが、申立人の任意加入手続を行ったとする妻は、そのような説明を受けた記憶は無いとしている。また、申立人は、60 歳到達時点の納付月数が 325 月であり、満額受給をするために必要な月数は 11 月であるため、申立期間③の全期間 60 か月の保険料を納付する必要は無い上、申立人が任意加入手続を行った記録が無く、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から12年3月まで  
私の母は、私が20歳で大学生であったころに国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請をしてくれた。申立期間についても免除申請をしてくれたはずである。申立期間の保険料が免除とされず未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の保険料の免除申請を行ったとする母親は、申立人が大学生であった期間は自身が毎年免除申請を行っていたと説明しているが、申立期間である平成11年4月から12年3月の期間については、11年4月30日に免除申請が行われているものの11年9月16日に却下され、また、却下された期間のうち12年2月及び3月については、12年3月21日に再び免除申請が行われたものの同年4月20日に却下されていることが申立人が当時居住していた市が管理する記録により明確に確認できるなど、申立期間は2回にわたり免除申請が却下されている。

また、申立人は自身の免除申請手続きに関与しておらず、同手続きを行ったとする申立人の母親は、免除申請が却下されても改めて申請したと思うが、その後どうしたか憶えていないと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から55年3月まで  
② 昭和55年4月から58年6月まで

私の母は、私が大学を卒業した昭和55年4月ごろに区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その際職員から私の学生時代の未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われて申立期間①の保険料を一括で納付した。その後も、保険料を納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、一括してさかのぼって納付した保険料の納付書及び現年度保険料の納付書、納付場所、納付額に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の母親は国民年金の加入手続きの際に区の職員から当該期間の保険料をさかのぼって納付できると言われて納付したと説明しているが、当該期間は申立人が大学生であり、当時、20歳以上の大学生は国民年金の任意加入適用期間とされており、当該期間は未加入期間のため、保険料を納付することはできない。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は昭和60年8月に払い出されており、当該払出時点では当該期間の保険料は時効により納付できず、申立人及びその母親は当該手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶は定かではなく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立人の母親は、申立人が大学を卒業した昭和55年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと再度主張していたこともあって、当委員会は、55年3月から同年5月



までの国民年金手帳記号番号払出簿及び手帳記号番号払出簿を全国的に整備したデータベースを確認した結果、いずれにおいても申立人に対する手帳記号番号の払出しは記録されていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで  
私は、区職員に国民年金の加入を勧められ、国民年金制度の発足当初に夫婦二人の加入手続を区出張所で行い、夫婦二人分の国民年金保険料を区出張所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金制度発足当初に国民年金の加入手続を区出張所で行い、夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の妻は申立期間の保険料は未納であるほか、申立人が加入手続及び保険料を納付したとする区に転居した時期は、昭和40年10月であることが申立人の戸籍の附票で確認でき、国民年金制度の発足当初に申立人が加入手続をしたとする同区で国民年金の加入手続をすることはできなかった。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は昭和40年12月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができないほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 3 年 9 月まで

私の父は、私が 20 歳のときに、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。平成 6 年 4 月に社会保険事務所（当時）から 1 万 8,000 円を返金されており、保険料を納付していなければ返金されることはないはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は、申立人の 20 歳の誕生日前日の日付が年金手帳に記載されているため当該時期に加入手続を行ったと説明しているが、年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続をした時点を示すものではなく、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 5 年 8 月ごろに払い出されており、加入手続の時期に関する記憶が曖昧であるほか、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間直後の平成 3 年 10 月から 5 年 3 月までの保険料は 5 年 11 月 15 日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、申立人及びその父親は別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、平成 3 年 8 月及び同年 9 月の保険料は、時効後納付により還付する必要が生じたものであり、オンライン記録には還付対象期間、還付金額、還付決議日、還付対象者の申立人の氏名・住所、送金通知書の作成日及び振込口座番号が記録されており、この記録内容に不合理な点は無いか、申立人が所持する預金通帳には

6年4月8日に社会保険事務所から還付した金額と同額の1万8,000円が入金されている記載があることから、当該期間の保険料還付の事務処理は適切に行われたものと認められるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から16年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から16年8月まで

私は、平成14年8月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行ったが、加入した当時は無職だったため国民年金保険料を納付していない。その後に入社した会社の16年夏の賞与で未納分の保険料を市役所で全額納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付額及び納付書等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成14年8月に会社を退職した後に市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立期間は、国民年金に未加入であったため、16年2月及び17年8月に加入勧奨が行われ、最終的には申立人は「未適用者」とされていることがオンライン記録で確認でき、未加入期間は保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年10月及び同年11月  
私の父は、私が20歳になった平成5年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は、当初、申立人の姉及び兄についても、20歳に到達した時期に国民年金の加入手続を行ったと説明していたが、オンライン記録によると、姉は20歳を半年過ぎた昭和60年\*月に任意加入しているものの、兄は厚生年金保険に加入するまでの2年間は国民年金に未加入であり、父親の説明によると、申立人の兄は当時学生であったため、国民年金に加入する場合は任意加入手続を行う必要があるが、父親は、当該任意加入手続を行った記憶は無いと説明しており、父親は娘及び息子の加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立期間当時、申立人は、戸籍の附票により、実家のある町に住民登録が無かったことが分かる上、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間より後の平成8年1月に払い出されており、オンライン記録によると、当該払出時点から過年度納付することが可能な申立期間直後の5年12月の保険料までさかのぼって納付していることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から同年 10 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 4 月まで

私の父は、私が短大を卒業した後、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料については、申立期間①は私が納付し、申立期間②は私の叔父か叔母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料を申立人が、また、申立期間②の保険料を申立人の叔父又は叔母が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付頻度、納付金額、厚生年金保険から国民年金への切替手続、国民年金の喪失手続及び申立期間当時の国民年金に係る年金手帳に関する記憶が曖昧である上、口頭意見陳述において、申立期間②の保険料を納付したとする叔父から、当時の納付状況を聴取したが、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間①の保険料を、また、叔父又は叔母が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号が平成 9 年 1 月に付番されており、当該付番時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が申立期間同時に居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申



立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで

私は申立期間の国民年金保険料を納付するよう区役所から連絡を受け、さかのぼってまとめて納付した。その後は、納付書で保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付時期に関する記憶が曖昧であるため、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする時期を特定することができない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 7 月時点で過年度納付することができる 60 年 4 月分までの保険料をさかのぼって納付していることは確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 12 月まで  
私は、昭和 61 年 5 月に会社を退職した後、養成所に入所したが、無職だったため、国民年金保険料を納付できなかった。市役所に相談したところ、学生とは認められないと言われ、そのままにしていたが、その後、就職したので、市役所で加入手続を行い、送付された納付書により未納だった保険料を何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付場所、納付頻度及び納付保険料が過年度分であったか、現年度分であったかについての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険に加入した直後の平成 2 年 2 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち昭和 62 年 12 月以前の保険料は時効により納付することができないこと、オンライン記録によると、申立人に対して平成 3 年 10 月に過年度納付書が作成されており、この納付書は、申立期間のうち元年 10 月から同年 12 月までの期間内の未納保険料を対象とするものであることから、当該納付書作成時点で当該期間内に未納保険料があったと考えられる上、申立人は 2 年 12 月に婚姻した後には保険料を納付していないと思うと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月

私は、平成 16 年 6 月ごろに黒い鞆の中にあった納付書の束を見て、14 年 4 月以降の国民年金保険料が未納となっていることに気付いた。その後、保険料を納付した際、14 年 4 月分は時効により納付できないことを知ったが、申立期間の同年 5 月の保険料は夫婦二人分を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付時期の記憶が曖昧である。

また、当委員会では、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したと説明する金融機関に対して、申立期間の保険料納付の時効期限である平成 16 年 6 月分の振込記録に係る記録照会を行ったが、当該金融機関は、保管している伝票には申立期間の保険料に係る振込記録は発見できなかったと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 14 年 6 月に夫婦二人の申立期間を含む同年 5 月から 15 年 6 月までの半額免除申請を行ったこと、16 年 7 月から 17 年 7 月までの間に、夫婦二人分の 14 年 6 月から 15 年 6 月までの半額保険料を 1 か月分ずつ過年度納付していることが確認できるものの、申立期間直後の 14 年 6 月分の半額保険料を過年度納付した 17 年 7 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月

私の夫は、平成 16 年 6 月ころに黒い鞆の中にあつた納付書の束を見て、14 年 4 月以降の国民年金保険料が未納となっていることに気付いた。その後、保険料を納付した際、14 年 4 月分は時効により納付できないことを知ったが、申立期間の同年 5 月の保険料は夫婦二人分を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である。

また、当委員会では、夫が申立期間の保険料を過年度納付したと説明する金融機関に対して、申立期間の保険料納付の時効期限である平成 16 年 6 月分の振込記録に係る記録照会を行ったが、当該金融機関は、保管している伝票には申立期間の保険料に係る振込記録は発見できなかったと回答している。

さらに、夫は、オンライン記録によると、平成 14 年 6 月に夫婦二人の申立期間を含む同年 5 月から 15 年 6 月までの半額免除申請を行ったこと、16 年 7 月から 17 年 7 月までの間に、夫婦二人分の 14 年 6 月から 15 年 6 月までの半額保険料を 1 か月分ずつ過年度納付していることが確認できるものの、申立期間直後の 14 年 6 月分の半額保険料を過年度納付した 17 年 7 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで  
私は、母から私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、納付時期、納付場所及び納付額等の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成2年8月から3年3月までの保険料は、さかのぼって納付することができなくなる時効直前の4年9月2日に一括で過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 8 月

私の母は、私が 20 歳になった昭和 53 年\*月に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、申立期間②は、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間②については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った場所、保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 6 年 8 月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録によると、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、同年 8 月 23 日に追加されていることが確認でき、当該記録追加時点までは申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該記録追加時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が居住している区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から60年5月まで  
私が家業の飲食店を手伝い、20歳になったときに、母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が昭和62年11月に厚生年金保険の資格を喪失した直後の同年12月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、45年4月から50年6月までの期間及び52年5月から59年3月までの期間の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から50年6月まで  
② 昭和52年5月から59年3月まで

私が自宅で病気療養中に20歳になったとき、市役所の職員が自宅を訪れ、母と私の前で私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除の手続をしてくれた。また、私は21歳の頃から働けるようになったので、その後は実家を出るまでの保険料を母の援助を受けながら納付してきた。申立期間①のうち昭和44年度の保険料が免除となっておらず、申立期間①及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間については、申立人の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②直後の59年5月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、制度上、当該期間の保険料の免除申請を行うことはできない。

また、当該期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①のうち昭和45年4月から50年6月までの期間及び申立期間②については、申立人及びその母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧であり、申立人は母親が保険料を納付してくれたこともあったと説明するもの

の、母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

加えて、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は、昭和 59 年 5 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①のうち 45 年 4 月から 50 年 6 月までの期間及び申立期間②の大半は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及び母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を免除され、45 年 4 月から 50 年 6 月までの期間及び 52 年 5 月から 59 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から5年3月まで  
私の父は、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、大学生の期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしてくれたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、平成2年10月に実家所在地の町から大学所在地の市に住民票を異動していることが戸籍の附票から確認でき、実家に居住する父親が同時期以降申立期間の保険料を納付することはできないこと、申立人の母親にも複数の国民年金の未加入期間があること、申立人は、大学を卒業した際に父親から国民年金手帳を送ってもらい、入社した会社に提出したと主張しているが、当該会社の社会保険業務を受託している会社が現在預かっている申立人の年金手帳は、申立人が5年4月に就職し、厚生年金保険に加入したことにより発行されたもののみで、国民年金の記号番号の記載は無いこと、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月から12年11月まで  
私は、就職が決まった時、会社の総務担当者から未納分の国民年金保険料を納付してから年金手帳を提出するように言われ、十数万円の保険料を区役所窓口で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成12年12月ごろに金融機関窓口では無く、区役所窓口で申立期間の保険料を一括で納付したと主張しているが、当該時点では、申立期間のうち12年3月以前の期間の保険料は過年度保険料となり、区役所窓口では納付することができない。

また、一括納付については、申立人は、申立期間後の平成13年11月から14年6月まで及び15年7月の保険料11万9,700円を15年9月3日に納付していることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年11月まで

私は、平成7年\*月に未婚で子供を出産することになったため、その前に国民年金保険料の申請免除手続きを行ったが、8年4月から仕事を始めたため、市役所で申請免除をやめる手続きをして保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成7年に保険料の申請免除手続きを行った後、平成8年度については当該手続きを行わずに、平成8年4月以降に申請免除をやめる手続きを行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、免除申請は毎年手続きをする必要があり、申立人が平成8年度の申請免除手続きを行っていなかったとすれば、申請免除をやめる手続きをする必要は無く、申立人の当該手続きについての記憶は曖昧である。

また、オンライン記録から、申立人は、平成7年9月に平成7年度の免除申請を行った後、申立期間を含め、11年度まで毎年度免除申請を行っていることが確認でき、各年度の免除申請日、免除対象期間及び処理年月日に不自然、不合理な点は認められないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 15 年 12 月に会社を退職した後、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民健康保険料は納付しているのに、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付した保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、当初、口座振替により保険料を納付したと説明していたが、当委員会で照会することができた金融機関の申立人の口座からの保険料の引き落としは確認できず、オンライン記録においても、申立人が口座振替により保険料を納付した記録は確認できない。

さらに、申立人は、その後、納付方法について市役所出張所で納付したと説明を変更しているが、当該市役所出張所では、申立期間当時、保険料を収納しておらず、出張所の建物内に保険料を納付することができる金融機関も無かったとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年5月から平成7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年5月から平成7年3月まで  
私は、20 歳のときに、父に勧められて国民年金に加入し、昭和 62 年ごろに独立するまでは父が国民年金保険料を納付してくれ、独立してからは自分で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が独立するまで保険料を納付していたとする父親は、申立人の保険料納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付していたと説明しているが、申立期間当時に申立人名義の金融機関口座は確認できないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年6月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち昭和 55 年5月から平成5年4月までの期間の保険料は時効により納付することができないこと、当該払出時点で申立期間のうち5年5月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付したとは主張していないこと、申立人が申立期間当初に居住していた区の当時の手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 51 年 3 月まで

私は、夫が自営業を始めた昭和47年の秋に、自分の国民年金の加入手続及び夫の国民年金の被保険者資格の再取得手続を行い、その後は夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和47年9月に自身の国民年金の加入手続及び夫の国民年金の被保険者資格の再取得手続を行ったと説明しているが、申立人が加入手続後に受け取ったとするオレンジ色の年金手帳は、49年11月以降に発行、使用されていたものである。

また、申立人及びその夫が当時居住していた区の国民年金被保険者名簿には、申立人の新規資格取得届及び夫の被保険者資格の再取得届は、いずれも申立期間後の52年11月21日に受け付けられた記載があり、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月に払い出されていること、申立期間のうち、50年10月から51年3月までの保険料は納付可能な期間を経過した後に納付されたために還付されていることが還付整理簿から確認できること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から7年10月まで  
私は、会社を退職した平成3年6月ころに区役所で国民年金の加入手続を行い、毎月区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成3年6月ごろに、それまで勤めていた会社から渡された年金手帳を持って国民年金の加入手続のために区役所へ行ったと説明しているが、申立人が現在所持する当該年金手帳には国民年金の記号番号及び被保険者となった日の記載は無い。

また、申立人の平成14年10月以降の保険料は、厚生年金保険の記号番号が付番された基礎年金番号により納付されており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月、44年1月、48年4月から51年6月までの期間、52年4月から53年6月までの期間、53年10月から54年3月までの期間、54年7月から同年9月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、63年8月、平成元年10月から2年2月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月及び44年1月  
② 昭和48年4月から51年6月まで  
③ 昭和52年4月から53年6月まで  
④ 昭和53年10月から54年3月まで  
⑤ 昭和54年7月から同年9月まで  
⑥ 昭和55年1月から同年3月まで  
⑦ 昭和63年8月  
⑧ 平成元年10月から2年2月まで  
⑨ 平成7年4月から8年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、それ以降の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②から⑨までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①については、未加入期間であるため保険料は納付できず、申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、当該期間のうち48年12月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であ

り、申立期間⑦については、平成6年11月に、国民年金資格再取得日が昭和63年9月1日から63年8月25日に変更処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該変更処理前は未加入期間として管理されていたため保険料を納付することができず、当該変更処理時点では時効により保険料を納付できないこと、申立期間は9回に及び、行政側においてこれだけの回数の事務処理を誤ることも考えにくいことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から42年7月までの期間及び42年10月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から42年7月まで  
② 昭和42年10月から47年12月まで

私は、自宅を訪問してきた区職員に勧められ、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。当初は国民年金保険料を納付していたが、申立期間は経済的事情から保険料の免除申請を行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は現在入院中のため聴取することが困難であり、申立期間当時の免除申請状況が不明であり、申立人の代わりに保険料の免除申請状況等を説明している申立人の長男は、免除申請書類を作成したか否か及び免除を毎年行っていたかなどについて申立人から聞いていないと説明している。

また、申立人の長男は、将来年金を受給できるように免除申請を行ったと申立人から話を聞いたと説明しているものの、申立人は、第2回特例納付で45か月分の保険料を納付することで、60歳まで保険料の納付又は免除申請を継続すれば受給資格期間を満たすことが可能であったことがオンライン記録で確認できることから、申立人が受給資格期間を満たすために行った免除申請は申立期間後のオンライン記録上の申請免除期間と考えることが自然であるなど、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 から 平成 7 年 3 月 まで  
私の母は、昭和 63 年 6 月 ごろに私の国民年金の加入手続を行い、以後の期間は、母が自身の国民年金の免除申請を行う際に私の免除申請も一緒に行ってくれていたはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続を行っていたとする申立人の母親は、現在入院中のため聴取することが困難であり、国民年金の加入手続及び申立期間当時の免除申請手続の状況が不明である。

また、申立人は、母親が昭和 63 年 6 月 ごろに加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 7 年 11 月 ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料の免除申請手続をさかのぼって行うことはできないほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月4日から43年3月7日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金の支給申請をした記憶は無く、受給もしていないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の所在地が記載されている上、脱退手当金計算書には、申立人の当時の所在地近くにある郵便局に対し、昭和43年4月30日付けで小切手を振り出した記録が確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月28日から33年10月31日まで  
私は、申立期間当時、A会（現在は、B会）の広報誌を作成していたC会で編集業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。A会あるいはC会のいずれかで加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険の加入記録があるはずであると主張するA会は、同会に係る事業所別被保険者名簿により、昭和34年4月27日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B会の事務担当者は、「申立期間当時の資料が無く、A会での申立人の勤務実態等については不明である。」と供述している。

一方、C会については、申立人が記憶する複数の同僚は、A会の関連団体であるC会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に氏名が記載されていること、また、同僚が申立人と同時期に同会に入社し、同じ業務に従事していた旨の供述をしていることから、期間は特定できないものの、申立人は同会に勤務していたことが推認できる。

しかし、C会は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人が、C会の職員と共に、昭和30年5月ごろに撮影したものであるとして提出した写真には13人の職員が写っているが、当該写真が撮影されたとする時期の同会の厚生年金保険被保険者数は7人であり、同会は必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、C会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番も無く、同名簿の記載内容に不自然さは見られない。



なお、C会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同会は昭和33年1月1日に適用事業所でなくなっており、同日に同会で被保険者資格を喪失した10人が、同日に適用事業所となったD社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している可能性があるため、申立期間当時同社に勤務していた複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶する者がおらず、同社での勤務実態が確認できない。

また、D社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番も無く、同名簿の記載内容に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から39年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録により、申立人は、昭和8年7月13日に同社に入社し、37年9月1日に同社の「理事」に就任していることが確認できる。同社は、同社における「理事」とは、取締役就任する前の職名であり、申立人は理事就任後も39年11月30日まで正社員として勤務していたと回答していることから、申立人は申立期間において、同社における厚生年金保険の被保険者としての資格要件を満たしていたと推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、A社の理事に就任した昭和37年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社を退職後、39年12月1日に関連会社で被保険者資格を取得するまでの期間、厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

また、A社が提出した「昭和37年11月1日現在名簿」に記載されている理事6人のうち、何人かは、申立人とほぼ同時期に理事に就任したとみられるが、オンライン記録で被保険者記録を確認できた3人の理事の同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、申立人の資格喪失日の前日(昭和37年8月31日)であることから、同社では、「理事」就任が厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる法令上の理由に該当しないにもかかわらず、何らかの事情により、理事就任時に被保険者資格を喪失させる取扱いを

していたことがうかがわれる。

このことについて、A社は、理事就任時に被保険者資格の喪失と再取得の手続を同日に行っていたと思われるが、当時の資料が無く、具体的な手続の状況については不明であると回答している。一方、同社が再取得の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について、A社は、当時の資料が保存されていないため不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

ねんきん定期便により厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が2万円となっており、同社に転籍する直前まで勤務していた同社と関係があるB研究所の昭和36年6月1日から38年3月30日までの標準報酬月額2万2,000円と比べて低くなっている。A社及びB研究所は、共に給与形態は同一であり、転籍する際に給与が下がった記憶は無い。確認できる資料は保有していないが、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額（2万円）がB研究所に勤務していた昭和36年6月1日から38年3月30日までの標準報酬月額（2万2,000円）より低いことに納得できず、正しい標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

しかし、本申立後にB研究所における昭和38年3月30日から同年8月1日までの期間の未統合の被保険者記録が見つかり、同研究所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該期間における標準報酬月額は1万6,000円であることが確認できる。

また、A社及びB研究所は、既に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から連絡先の確認できる20人は、申立期間の給与明細書を保有しておらず、申立期間当時の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、A社及びB研究所に係る上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月5日から51年10月1日まで  
② 昭和52年5月7日から同年10月1日まで

A社B支店に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録及びC社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録がそれぞれ無いことが分かった。申立期間①及び②についてそれぞれ勤務していたことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支店は、人事記録、社員名簿、異動発令簿等から申立人の氏名を確認することができないため、申立人の勤務実態は確認できないと回答している。

また、申立期間①に勤務していた従業員に照会を行ったが、回答のあった5人はいずれも申立人を記憶していない。

さらに、D健康保険組合は、申立人の健康保険加入期間について、書類等の保存期間を経過しており、廃棄していることから確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社は、同社が保管しているE健康保険組合の加入記録に係る資料から、申立人の氏名は確認できないと回答している。

また、申立期間②に勤務していた従業員に照会を行ったが、回答のあった二人はいずれも申立人を記憶していない。

さらに、E健康保険組合は、申立人の加入記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から23年3月1日まで

A社で勤務した期間のうち、同社の子会社のB社（現在は、C社）に在籍した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。戦前から昭和53年までA社及び同社の関連会社に継続して勤務しており、A社が保管していた履歴簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社の子会社であるB社に勤務していたとし、履歴簿を提出して申し立てている。

しかし、A社の人事部の事務を代行するD社は、申立人は財閥解体時の昭和22年10月にA社E出張所をいったん退職し、29年にA社がF社を吸収合併した際にA社に再入社しているが、D社が保管している申立人の履歴簿の記載内容のうち、A社を退職してから同社への再入社までの期間については、申立人の勤務実態が分からないとしている。また、D社は、当該履歴簿で申立人が在職したと記載されているB社がA社の関連会社だったかどうかは、分からないとしている。

また、C社は、申立期間当時の書類を保存していないとしている。

これらのことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険の加入記録によると、申立人は昭和22年10月にA社E出張所で資格喪失し、B社の関連会社であるF社において23年3月1日に資格取得し、24年1月1日に資格喪失、同年1月1日にB社で資格取得していることが確認できるところ、申立人と同様にA社E出張所で資格喪失し、次にF社で資格取得した



従業員二人のうち、一人は 22 年 9 月 1 日に資格喪失してから 3 か月後に、ほかの一人は同年 10 月 1 日に資格喪失してから 2 か月後にそれぞれ資格取得していることが確認できる。

加えて、A社E出張所で昭和 22 年 9 月 1 日に資格喪失した従業員二人は、4 か月後の 23 年 1 月 1 日にB社で資格取得していることが確認できる。

また、B社において昭和 20 年 1 月から 24 年 12 月まで厚生年金保険の加入記録のある従業員 8 人の資格得喪状況を確認したところ、同社並びに同社の関連会社のG社、F社及びH社において加入記録が確認できる。そこで、G社、H社及びB社と同一住所にあったI社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれも申立人の氏名は見当たらない。

さらに、C社及びB社の元従業員が申立期間当時、B社の関連会社であったとするJ社及びK社について調査したところ、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、A社の社史によれば、財閥解体指令に準拠した会社及びこれに準ずる会社は 163 社あり、当時、申立人が退職した同社E出張所が所在したE市にはL社があったと記録されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらない。

なお、B社の従業員は、A社E出張所が財閥解体により解散したとき、同社同出張所に勤務していた複数の従業員が独自に事業を起業したとしており、その複数の従業員は、同社同出張所で資格喪失してから 2 年 4 か月から 4 年後にF社で資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 41 年 2 月 10 日まで  
② 昭和 43 年 12 月 23 日から 45 年 4 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間①及び②もそれぞれの事業所に勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに同僚及び従業員の供述により、入社日までは特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた上司及び同僚7人のうち、連絡先が判明した二人は、申立人を記憶しているものの、申立人の入社時期を覚えておらず、二人は死亡しており、ほかの3人はA社に係る事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当時被保険者であった従業員10人に照会したところ、回答があった5人のうち、二人は申立人を知っているとしているものの、入社時期は覚えていないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記申立人を知っているとする従業員の一人は、「当時、パートとして勤務していた者がいたが、それらの者は、後で社員になり厚生年金保険に加入していたようだ。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は、厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、B社は、既に解散している上、申立人が記憶していた当時の代表者に連絡が取れないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 22 日から 21 年 6 月 1 日まで  
厚生年金保険の記録によると、A省B局（現在は、C省B局）等に勤務していた申立期間の加入記録が無い。厚生年金保険料が毎月の給料から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C省B局長発行の在職証明書から、申立人は、申立期間にB局において、技術員として勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A省B局、D省B局及びE院F局は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、G共済組合共済センターは、「申立人は国家公務員としての雇員であり、H共済組合の甲種組合員資格を有していたものと判断される。」としていることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案13318（事案672の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年4月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、当該期間は夫の被扶養者として届出がされており、第3号被保険者となっているなどの理由で、平成20年10月に記録の訂正はできないと回答があった。

しかし、当該通知には納得ができないため、当時の同僚二人の名前と、A社は税理士事務所に事務を委託していたことを思い出したので、再度調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人がA社に勤務していたことは、同僚の供述により推認できるが、申立人の雇用保険の加入記録は無く、申立人と同じ業務をしていた同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。また、申立人はA社に入社後、夫の健康保険の被扶養者の届出を行っており、申立期間の全期間において、国民年金の第3号被保険者となっていることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、当該通知に納得できず、当時の同僚二人の名前と、A社が税理士事務所に事務を委託していたことを思い出したので、再調査をしてほしいと再申立てしている。

このため、当委員会は新しい情報について再調査したが、申立人が思い出したとする同僚については、一人は既に死亡しており、もう一人の同僚については、連絡先が不明なため、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することはできなかった。

さらに、税理士事務所については、申立人及び同僚も税理士事務所の名前、住所、連

絡先等を記憶していないことから、当該事務所の特定ができず、新たな資料や情報を得ることができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から同年6月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、学校を卒業する前から入社し、退職する昭和34年6月まで継続して勤務した。当時の給与明細書も保管しているので勤務していたことには間違いなく、なぜ厚生年金保険料の控除が退職した6月だけとなっているのか理解できない。よく調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間におけるA社の給与明細書（昭和34年3月分から同年6月分まで）及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が提出した申立期間における給与明細書によると、事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が同時期に入社したと記憶している3名の資格取得日は、昭和34年6月8日であり、申立人の資格取得日と一致していることが確認できる上、同社の複数の従業員は、同社では試用期間があった旨供述していることから、申立期間当時、同社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月1日から同年9月1日まで  
② 昭和30年6月1日から31年2月15日まで  
③ 昭和33年6月1日から同年9月20日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提供された申立人に係る履歴書（昭和29年6月作成）では、申立人は昭和29年6月に前社を退職した旨記載されている上、同年4月ごろに同社に入社したとする同僚は、「申立人は自分より後から入社してきた。」と供述していることから、申立人が申立期間①のうち29年1月から同年6月までの期間に勤務していたことは考え難い。

また、A社の当時の事業主の子（現在の事業主の妻）は、「当時はすぐ辞めてしまう人も多く、父は採用者の仕事ぶりなどを、2、3か月様子を見てから厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、A社から提供された申立人に係る厚生年金保険被保険者証の写しにおいて、申立人の資格取得日は昭和29年9月1日と記載されており、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格取得日の記録と一致していることが確認できる。

2 申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて事業主から確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいなかった。



さらに、申立人と同日の昭和31年2月15日に被保険者資格を取得している従業員は、「私は昭和30年11月ごろ入社した。運転手は収入の多寡をみて会社を渡り歩くようなことが多かったから、会社は定着状況を見極めてから厚生年金保険に加入させていたようだ。申立人のことは知らないが、自分と同じ取扱いだったと思う。」と供述している。

- 3 申立期間③について、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の勤務実態及び同社における厚生年金保険の取扱いについて事業主から確認することができない。

また、C社において、申立人は同僚の名前は名字のみ記憶しており、同社に係る事業所別被保険者名簿において同じ名字の者は二人確認できるが、一人は既に死亡しており、もう一人は申立人のことを覚えていないため、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間③に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、回答が得られなかった。

- 4 上述のほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月30日から6年1月1日まで  
A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳では、申立人の退職日は平成5年12月29日と記録されており、同社は、「申立人は申立期間に勤務していない。」と回答していることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社健康保険組合から提出された健康保険の被保険者情報において、申立人の資格喪失日は平成5年12月30日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人から提出のあった平成5年12月分給与明細書において厚生年金保険料控除が確認できるところ、A社では、「保険料控除方法は翌月控除であり、同給与明細書で控除されている保険料は11月の保険料である。」と回答しており、同年12月の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 6 月 10 日から同年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。家具の販売及び運搬の担当として各申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述から、期間までは特定できないが、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「申立期間①当時は、試用期間であったと思う。厚生年金保険には、当該試用期間経過後に加入させた。厚生年金保険に加入する前に保険料を控除することは無かった。」旨供述している。

また、申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録では、A社の離職日は昭和 48 年 6 月 10 日と記録されており、申立期間②の勤務が確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①及び②に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった2名のうち1名は、「申立人が勤務をしていたことは覚えているが、期間は覚えていない。」旨供述をしており、他の1名は、「申立人を覚えておらず、申立期間に勤務をしていたかどうかは不明である。」と供述している。

さらに、A社における申立人の厚生年金基金の加入記録は、資格取得日が昭和 47 年 9 月 1 日、資格喪失日は 48 年 6 月 10 日と記録されており、申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から同年7月11日まで  
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者によると、申立期間当時、A社では、給与算定期間の締め日を毎月10日、給与支給を同月25日、給与からの社会保険料控除を翌月支給分から行っていた旨供述している。

一方、B社が提出した申立人に係る平成2年分の源泉徴収簿では同年4月及び同年5月の給与支給実績が無いことから、申立人の申立期間のうち、同年3月11日から同年5月10日までの期間については、A社において勤務していたことが確認できない。

また、上記源泉徴収簿から、給与支給が行われた期間のうち平成2年6月及び同年7月支給の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当時の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人が申立期間において勤務していたことを記憶しておらず、B社の人事担当者は、「理由は不明であるが、申立人は3月初めから休職し、6月に復帰したものの、何らかの事情ですぐには被保険者資格の取得をさせなかったのではないか。」と供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から同年 11 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の勤務が確認できる職員カードを提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の職員カードの写しにより、申立人は、昭和 38 年 6 月 24 日から 39 年 1 月まで臨時雇用員として、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B機構は、臨時雇用員等社会保険事務処理規程により、臨時雇用員は昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の被保険者として取り扱うことになり、A社は同年 12 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前の期間については、臨時雇用員からの厚生年金保険料の控除は無かった旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から同年10月まで

A社に勤務していた期間のうち、同社のB出張所で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人(故人)の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社のB出張所で申立期間に勤務していたとする従業員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社の同出張所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社の元人事担当者は、当時、同社には人材紹介会社からあっせんを受けて勤務していた従業員が多数おり、それらの従業員は、厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述しているところ、同社の元B出張所長は、申立人が人材紹介会社からあっせんを受けて同出張所に入社した従業員であったと思うと供述しており、また、申立代理人も、申立人から人材紹介会社からあっせんを受けて同社に再度勤務したようなことを聞いた記憶があると供述している。

また、A社では、申立人の昭和29年12月から31年8月までの勤務期間については、同社のOB名簿で確認できるものの、申立期間については、同名簿には記載が無く、そのほかの当時の資料は保存していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から40年4月14日まで  
厚生年金保険の加入状況について調べたところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間にA社本店からB支店に異動したが、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から、異動時期は特定できないものの、申立人が、申立期間において、同社本店から同社B支店に異動し、継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和40年4月14日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は閉鎖している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が覚えている当時の同僚である、社会保険事務及び経理事務従事者は、「ずいぶん昔のことなので、厚生年金保険料の控除については分からない。」、「社会保険料は支店の分も本社で一括して控除しているものと思っていた。本店と別に適用事業所としての届出があるのであれば、支店での厚生年金保険料の取扱いについては不明。」、「厚生年金保険料の控除及び納付については推測しかできず断言できる内容が無い。」としており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、申立人と同様に、A社本社から同社B支店へ異動した同僚2名も、オンラ

イン記録によると、申立期間は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年又は31年から33年ごろまで  
夫が年金の手続をしたときに、私の資料をもらってきて、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを初めて知った。当時の同僚に聞けば分かると思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したところ、「申立人の勤務していた時期ははっきり分からないが、申立人が同社に勤務していたことを記憶している。」旨供述していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の社会保険業務担当者や他の同僚は、申立人が厚生年金保険に加入していないことについて、「申立人は15歳になっていなかった上、まだ中学を卒業していなかったため、アルバイト扱いであったと思われる。」「夜間中学に通っている人たち等は、収入等を考慮して厚生年金保険の加入については任意のところもあった。」等供述している。

さらに、オンライン記録から、A社では、当時15歳未満の者が厚生年金保険に加入していることは確認できない。このことから、同社では必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の社会保険担当者は、「申立人は、私が勤務した期間のうち、昭和 51 年から 54 年までの期間のうちの 2 年間ぐらい当社に勤務していたと思う。」旨供述している上、同社の複数の元従業員は、「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和 50 年 9 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、54 年 6 月 21 日に適用事業所でなくなっていることから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社の当時の代表者及び社会保険担当者は、「申立人は、当社が原稿料として報酬を支払うフリーのデザイナーであり、正社員ではなく、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨供述している上、当該社会保険担当者は、「当時、申立人に健康保険証を渡した覚えは無い。」旨供述しており、同社は、フリーのデザイナーについては、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したところ、「私がフリーのデザイナーであったときは、厚生年金保険に加入できず、国民年金に加入し、厚生年金保険に加入したのは正社員になってからである。」旨供述

しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、B社の複数の元従業員による「勤務期間の特定はできないが、申立人が勤務していた記憶がある。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の当時の代表者からは回答が得られなかったが、同社の元監査役は、「申立人は、フリーのデザイナーだったかもしれないが、正社員ではなかった。正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述しており、同社は、フリーのデザイナーについては、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、B社は、オンライン記録によると、昭和 63 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

そこで、オンライン記録から、B社の複数の元従業員に照会したが、「申立人は、正社員ではなく、フリーのデザイナーだった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年9月30日までの期間については、申立人が労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和19年10月1日から23年10月30日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から23年10月30日まで

A社に勤務した申立期間の労働者年金保険及び厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の複数の元従業員は、「申立人を覚えている。」旨供述しており、そのうち一人は、「私が入社した昭和19年3月以降、2、3か月程度遅れて申立人が入社してきたのを覚えており、24年8月に私が退職するまでの期間において同僚であった。」旨供述していることから、少なくとも、19年6月には申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人は、「会社から健康保険証を受領した覚えが全く無い。」旨供述している上、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、その適用範囲は、常時10人以上の従業員を使用する工業、鉱業、運輸業等の事業所に使用される男子筋肉労働者とされており、女子労働者はその対象とはなっていないことから、申立人は、当該期間において、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

なお、申立期間のうちの昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険被保険者として保険料の徴収は行われていない期間である。

一方、申立期間のうち、昭和19年10月1日から23年10月30日までの期間については、女子労働者が厚生年金保険の加入対象とはなっているものの、A社において、申立期間当時の代表者は所在不明であり、また、社会保険担当者は死亡していることから、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述しているなど、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年9月30日までの期間については、申立人が労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできず、また、申立期間のうちの19年10月1日から23年10月30日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から13年12月31日まで  
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。当時の標準報酬月額は75万円だったので、9万8,000円の記録は考えられない。正しい額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成9年11月から11年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、9年11月から10年3月までは59万円、同年4月から11年9月までは50万円と記録されていたものが、13年6月20日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険の手続に伴う届出には一切関与していなかったが、当社の代表印は自身で管理しており、代表印が必要な書類はすべて自分で押印していた。また、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったのではないか。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、平成13年3月からA社における被保険者は申立人一人となっており、13年6月20日の上記標準報酬月額の減額訂正処理日において、申立人以外の被保険者はいないことが確認できることから、申立人の同意を得ずに、又は関与無しに、減額訂正処理が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断するとA社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、オンライン記録では、さかのぼって減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成13年10月1日）が9万8,000円と記録されているところ、当該処理については減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとはいえない。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から13年11月までの期間について、申立人は、11年10月から12年9月までは59万円、同年10月及び13年11月までは62万円の標準報酬月額であったと申し立てている。

しかし、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人は、A社の社会保険事務は、申立人以外の同社の取締役が依頼した社会保険労務士が行っていた旨主張しているが、その氏名及び住所を記憶しておらず、上記取締役も既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、上記のとおり、A社の代表取締役として同社の代表印は自身で管理しており、代表印が必要な書類はすべて自分で押印していたと供述していることから、当該期間に係る定時決定処理及び随時改定処理に関しても、申立人の同意を得ずに、又は関与無しに、無断で処理が行われたとは考え難い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 54 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の確認できる資料は無いが、申立期間に経理部の機械室で正社員として勤務し給料から社会保険料が控除されていた。年金記録が無いことに納得できないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の記録は、申立期間のうち、昭和49年10月7日から52年12月31日までと記録されており、当該期間における申立人の同社での勤務が確認できるが、申立期間のうち、53年1月1日から54年3月31日までの勤務が確認できない上、申立人は、同社を退職後、53年3月1日から同年5月29日まで、雇用保険の失業給付を受給している記録が確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に入社してすぐに健康保険証を交付された旨主張しているが、同社が加入する健康保険組合では、同組合発足時の昭和33年4月からの記録を保管しており、同社については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年12月28日までの記録があるが、申立人の加入記録は見当たらないと回答している上、同組合の担当者は、「申立期間当時は、健康保険と厚生年金保険の届出書は複写式であった。」と供述している。

加えて、A社において、昭和51年1月ごろまで社会保険事務を担当していた者は既に死亡しており、その後任者についても所在不明で確認することはできないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、数回転職しており、各期間とも未就業の期間は1日も無く、平成4年10月1日から7年10月31日まで勤務したA社も同様である。同年10月の厚生年金保険料を他の月と同様に控除されたにもかかわらず、資格喪失年月日が同年11月1日になっていないのは、同社の過失である。これは妻の「国民年金第3号被保険者」の期間にも多大な影響があるので、資格喪失日を同年11月1日とするよう早急かつ適正な補正を強く求めるものであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成7年11月1日であると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、離職日が平成7年10月20日と記録されており、申立期間の勤務を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成22年4月2日付けで、7年10月31日から同年11月1日に事後訂正が行われており、このことについてA社は、申立人の雇用の事実を確認できる資料は無く、申立人が申立期間に勤務していたかは不明であるものの、コンピュータに過去のデータとして入力されている退職日（平成7年10月20日）と、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成7年10月31日）に整合性が無いため、申立人に言われるがまま、資格喪失日を同年10月31日から同年11月1日に事後訂正した旨回答している。

さらに、A社から提出された、申立人に係る平成7年10月分の給与支給明細書によれば、1か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。このことについて

て、同社は、給与は毎月 20 日締め、当月 28 日支払で、厚生年金保険料の控除は翌月控除であり、申立人に係る同年 11 月分の給与支給明細書は無い旨回答していることから、同年 10 月分の給与支給明細書から控除されている厚生年金保険料は同年 9 月の保険料となり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人が挙げた同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の退職日は不明であり、自身は財務に関する部署で採用を行っており、労務厚生関係は別の者である旨回答していることから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の手続状況を確認することができない。

そこで、申立期間当時の A 社の労務厚生部長に照会を行ったところ、申立人を記憶しているものの、申立人の退職年月日は記憶しておらず、申立人の退職日と厚生年金保険の資格喪失日に整合性が無い理由は不明である旨回答していることから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の手続状況を確認することができない。

なお、上記労務厚生部長は、厚生年金保険の被保険者資格喪失手続について個別に特別な取扱いはしていなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成2年10月1日まで

A社では、派遣先においてコンピュータ機器の操作、事務作業、システム開発等の仕事に従事したが、同社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられているので、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が、昭和63年9月が20万円であったところ、同年10月から平成2年5月までが15万円、同年6月から同年9月までが19万円に引き下げられており、当時、給料が上がることはあっても下がることは無かったと申し立てている。

しかし、A社は、申立人に係る申立期間当時の標準報酬月額等については不明である旨回答しているとともに、申立人は給与明細書等を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

また、申立期間当時の複数の同僚及び従業員は、自身又は他の者の給与額の減額又は減額の可能性があったことを認識しており、そのうちの一人は、派遣先の事情により残業時間に相当の差異があり、申立人についても収入の変化はあったと思う旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、さかのぼって不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

加えて、B健康保険組合の回答から、申立人の申立期間における健康保険に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から同年9月30日まで  
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和33年4月から同年9月末日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会し、回答を得た従業員のうちの一人が、申立期間当時に申立人と共に同じ製品を製造していた旨供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、上記従業員を含む二人の従業員は、A社を一度退職した後、申立期間前後で同社に再就職したが、再就職した際の厚生年金保険の加入記録が確認できない旨供述しているほか、当該従業員のうち一人は、「申立期間当時、同社は非常に業績が悪く、倒産寸前で従業員の給与にも遅配や欠配があり、社会保険料を支払うだけの余裕は無かったのではないか。」と供述している上、複数の従業員も同旨の供述をしている。

また、申立人及び上記従業員二人が申立期間当時に在籍していたと記憶している複数の同僚について厚生年金保険の加入記録を調べたところ、一部の同僚についても加入記録が確認できない。

これらのことから、A社は、申立期間当時、在籍しているすべての従業員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年から12年まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の物流センターにおいて商品の仕分、発送の仕事をして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち平成10年3月20日から12年3月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の加入記録がある従業員11人に申立人の勤務形態等を照会したところ、回答のあった二人は「申立人はパートであった。」と供述している。

また、当時のA社の総務部長は、「申立人が主張する業務で勤務していたパート従業員を厚生年金保険に加入させたことは無く、給与から厚生年金保険料を控除したことは無かったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる書類を保管しておらず、加えて、業務内容等の同質性の高い同僚や上司の氏名を記憶していないため、申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 19 日から同年 5 月 21 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたタイムカード及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された申立期間のタイムカードに記載されている金額から判断すると、事業主により厚生年金保険料が控除されていない額であることが確認できる。

また、A社は、平成 10 年 1 月 19 日から同年 5 月 20 日までは、申立人はパート及びアルバイト扱いで厚生年金保険には未加入である旨回答しているほか、申立期間当時、同社においてのパート及びアルバイトの給料計算担当者は、パート及びアルバイトの給料から保険料の控除はしていなかった旨供述している。

さらに、A社から提出された保険台帳によると、申立人は、入社年月日が平成 10 年 5 月 21 日、喪失年月日が同年 6 月 5 日と記載されており、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、A社の代表取締役は従業員を雇った際に、入社時から社会保険に加入させる者と、しばらく様子を見て社会保険に加入させる者の二通り有り、しばらく様子を見て社会保険に加入させる場合は 3 か月程度の様子を見る期間を設け、その期間は社会保険に加入させないと説明している旨供述している。

なお、申立人を記憶していた従業員は、A社では、厚生年金保険へは入社後試用期間 4 か月後に加入し、試用期間中は、厚生年金保険に加入していなかった旨供述しており、事業主の供述とほぼ一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。